

建設経済常任委員会記録【未校正】

○招集日時 令和6年 6月13日(木) 午前10時00分

○招集場所 議事堂大会議室

○出席委員

委員	長	海東一弘
副委員	長	染谷和博
委員		石井めぐみ
〃		細谷典男
〃		佐藤隆治
〃		入江洋一
〃		赤羽直一
〃		加増充子

○欠席委員 なし

○出席説明員

総務部長	吉田文彦
財政部長	田中英樹
まちづくり振興部長	野口昇
建設部長	渡来真一
都市整備部長	浅野和生
教育部長	井橋貞夫
まちづくり振興部次長	海老原輝夫
建設部次長	森川和典
都市整備部次長	稲葉克彦
総務課長	松崎剛
財政課長	谷池公治
環境対策課長	木村太一
火葬場組合事務局担当課長	牧野孝浩
管理課長	山田哲也

水とみどりの課長	蛭原一雄
都市計画課長	大久保益雄
中心市街地整備課長	中村有幸
図書館課長	樋口康代
環境政策室長	吉田卓也
道路建設課副参事	星加英利
排水対策課副参事	仁杉繁隆
都市政策推進室長	中村大地
区画整理課副参事	中野潤一
管理課長補佐	鈴木克哉
管理課長補佐	由良範彦
都市計画課長補佐	高橋恭平
中心市街地整備課長補佐	木野本尚希
区画整理課長補佐	荒井英貴
図書館課長補佐	渡辺英紀
○職務のため 出席した者	議会事務局長 前野拓
	議会事務局主事 岩井彰吾
○その他の 出席者	請願提出者 遠藤俊夫

- 付託事件
- 議案第45号 市道路線の認定について
 - 議案第46号 市道路線の変更について
 - 議案第47号 市道路線の廃止について
 - 議案第54号 令和6年度取手市一般会計補正予算（第3号）
（所管事項）
 - 請願第1号 取手駅西口再開発事業に係る「図書館等複合公共施設整備計画」基本構想に関する請願
 - 請願第2号 取手駅西口A街区再開発事業の再検討を求める請願

○**審査事件** 所管事務調査（令和6年度第1回市民との意見交換会におけるご意見・ご要望の調査について、その他）

○**審査の経過**

午前10時03分開議

○**海東委員長** ただいまの出席委員数8名。定足数に達していますので会議は成立します。ただいまから建設経済常任委員会を開会します。

次に、本日の会議の映像は、市議会ユーチューブサイトでライブ配信します。また、配信は通常の固定カメラによる動画配信のほか、全方位カメラを使った360度の動画配信も行います。そのため、市議会ユーチューブサイトから2種類のライブ配信映像を御覧いただけます。

それでは審査を行います。当委員会の審査順序は、サイドブック스에登載したとおりです。

委員各位に申し上げます。一般会計補正予算に対する質疑及び付託議案外質疑について事前通告すること、また一般会計補正予算に対する質疑への答弁を聞いて、疑問が残った委員からの議論を深める質疑を認めます。さらに、質疑は一問一答とし、1議題につき質疑のみで5分間です。質疑時間残り1分でベルを1回、質疑時間終了でベルを2回鳴らしますので、御承知おき願います。また、発言は簡単明瞭に、発言者は挙手し、委員長の指名の後、発言するようお願いいたします。また、発言前にマイクのボタンを押してから発言願います。

執行部の皆さんに申し上げます。委員に対する最初の答弁の際、冒頭に部署名と名前を述べてから答弁に入ってくださいようお願いいたします。

最後に、質疑の内容として、各課カウンターで聞くことのできる、分からないから、軽微な確認など、質の低い質疑は厳に慎んでいただき、真の質疑を行うようあらかじめ申し上げます。

それでは、議案第45号から議案第47号までを一括議題といたします。本件につきましては、5月31日にオンラインにより詳細な説明が行われています。

お諮りします。本件について説明を省略することに、賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○**海東委員長** 賛成多数です。よって、議案第45号から議案第47号までにつきましては、説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

細谷委員。

○**細谷委員** 議案第45号、市道路線の認定について質疑いたします。この議案は、取手東線小文間バイパスの工事に関してなんですけども、この目的はまず何か、お聞きしたいと思います。

○**海東委員長** 山田課長。

○**山田管理課長** 管理課、山田です。細谷委員の質疑にお答えいたします。県道取手東線

は、取手市内と周辺市町村を結ぶ主要地方道路でございます。交通量も多く、通勤・通学に欠かせない道路となっております。取手東線のうち、小文間地内の一部区間は幅員が狭く見通しも悪い状況で、特に戸田井橋【OK】周辺では、朝の通勤・通学時間帯は非常に混雑しております。また、沿線には取手松陽高校や東京藝大があり、通学する多くの学生が利用していることから、安全性の確保が重要です。こうした問題解決のために、県では平成8年より、小文間地内のバイパス整備を進めてきたところでございます。以上です。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 交通量、多くなってるということなんですけども、このバイパスの交通量調査、県の工事事務所、行ってると思うんですが、これを把握してるのかどうかお聞きしたいと思うんです。

○海東委員長 山田課長。

○山田管理課長 管理課、山田です。質疑にお答えいたします。竜ヶ崎工事事務所と茨城県公安委員会との交差点協議において、時間帯交通量調査を実施しています。解析の結果では、朝7時から夜7時——19時までの12時間の台数として、これから報告させていただきます。戸田井橋方面から直進車両が約1,900台、左折——小文間方面ですね。こちらのほうの左折のほうの台数が4,400台、小文間方面から右折、戸田井橋方面に曲がる車が4,100台、左折、桜が丘方面は340台、桜が丘方面から直進、戸田橋方面に向かう車は2,000台、左折【「左折」を「右折」に発言訂正】——こちらは小文間方面なんですけれども330台、交通の流れは、戸田井橋方面、小文間方面との右左折交通量がとても多く、合計すると約8,500台の交通量となっております。また、戸田井橋、桜が丘方面の直進方向の車は、合計すると約3,900台、小文間方面、桜が丘方面の右左折方向の車が、合計で670台となっております。こうした結果から、通勤・通学の時間帯に交通量が集中し、なおかつ広域的な通過交通が多いことが分かります。以上です。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 広域的な通過交通量が多いということなんですけども、このバイパスができることによって想定される利用の変化、このことについてお聞きしたいと思います。

○海東委員長 山田課長。

○山田管理課長 管理課、山田です。質疑にお答えします。例えば通勤・通学の龍ヶ崎・利根方面からの車両は、藤代方面の直進車両が赤信号で三、四台程度停車すると、左折レーンが戸田井橋の交差点から近いため、取手方向へ左折する車両が通行できず渋滞が発生していますので、バイパス開通によりこうした渋滞が緩和されることが期待されます。また、取手東線の歩道は片側のみであり、幅員も狭くなっていますが、通過車両がバイパスへ流れることで交通量も分散されますので、地域住民や通学する学生の安全確保にもつながると思います。以上です。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 交通量が分散されるということですから、現道は利用されるというように理解します。

次に、このバイパスと現道が合流する地点があると思うんですけれども、その合流地点

についての安全対策について、お聞きしたいと思います。

○海東委員長 山田課長。

○山田管理課長 管理課、山田です。お答えいたします。合流地点は交差点が設置されま
す。交差点協議については、道路を整備する茨城県が主体となり、茨城県公安委員会と協
議を行ってます。こうした協議状況は、取手市も県を通じて情報共有を図っている状況で
ございます。以上です。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 この合流地点——今日、その図面を見せてもらったんですが、ぜひこのよう
なことについては議案審議のときに御説明いただきたいかと思います。で、この現道に
ついてですけれども、現在バス路線となっております。このバスのルートやバス停、あるいは市
道 0124 号との交差点部の歩行者用横断の押しボタン、この点については変更があるのか
どうか、お聞きしたいと思います。

○海東委員長 山田課長。

○山田管理課長 管理課、山田です。お答えいたします。バス事業者のほうに確認いたし
ましたが、現時点ではバスルートに関する方針は決まっていないということです。今後、
安全性の検証を行いながら、取手松陽高校の生徒も利用していることから、学校との協議
も実施すると伺っております。なお、今お話いただいた押しボタン式信号についてですけ
ども、バイパス開通後もそのまま残りますので、安全に道路を横断することができます。
以上です。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 今、るるお聞きしましたが、混雑緩和のためのバイパスは非常に有用だと思
いますけれども、しかし現道も依然として利用されます。依然として利用されるという状
況から考えて、そして通過交通量の緩和という役割からも考えて、県が引き続き管理すべ
きではないかと思っておりますけれども、この点についてお聞きいたします。

○海東委員長 山田課長。

○山田管理課長 管理課、山田です。お答えいたします。取手東線小文間バイパスは、車
道幅員が 6.5 メートルとなりまして、部分的には右折レーンなどを設置し、両側には 2.5
メートルの歩道が設けられる高規格道路となります。このため、通過交通の流れがスム
ーズになり、歩行者も安全に利用できるようになります。現道は今後も地域の皆様にとっ
て重要な生活道路であることから、市道路線として認定し、市が直接維持管理をしていき
たいと考えております。以上です。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 生活道路であることはもちろんなんですが、この道路は市外からの利用が格
段に多いということは申し上げておきたいと思っております。それで、移管ということですけれ
ども、移管に関する県と市の交渉経過について、明らかにしていただきたいと思いた
います。

○海東委員長 山田課長。

○山田管理課長 管理課、山田です。お答えいたします。特に交渉というものはありませ
ん。茨城県のほうの事務分担フローに基づき、バイパス部分に関連する県道部分の移管協

議を進めてきております。以上です。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 協議の結果、覚書を結ぶと思うんですけども、これはいつ、どのように締結されたかお聞きしたいと思います。

○海東委員長 山田課長。

○山田管理課長 管理課、山田です。お答えいたします。こちらのバイパスにつきましては、令和8年度開通するという予定に基づきまして、今年の4月のほうに覚書のほうを締結させていただいております。以上です。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 4月に覚書を交わして、今回の市道への移管のお話だというふうにお聞きいたしました。それでは、移管した後の維持管理についてお聞きします。取手市の負担、あるいは移管に当たってどのような状態で引き受けるのか、お聞きしたいと思います。

○海東委員長 山田課長。

○山田管理課長 管理課、山田です。お答えいたします。県道取手東線の小文間バイパスが開通後、移管に伴う市道認定部分の現地確認を行います。この際に、不具合箇所、舗装、側溝、区画線など、また安全施設などの追加を竜ヶ崎工事事務所と双方で現地を確認を行い、竜ヶ崎工事事務所のほうで移管に伴う修繕工事を実施いたします。その後、移管引継書を取り交わし、一般的な市道と同じ維持管理を行っていきたいと考えております。以上です。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 今のお話、お聞きしましたが、このバイパス、竜ヶ崎工事事務所の交通量調査から見ても、バイパスを利用するよりも現道を利用する可能性が高い部分があると思います。とりわけ取手方面から利根町に抜ける際、あるいは利根町から取手方面に抜ける際、これはバイパスの信号のところを使うよりも、現道を使ったほうが便利になるんじゃないかというようなことも想定されるかと思えます。そういうようなことから、これは——この道路は県が県の道路として引き続き、その役割を担っていただくということのほうが適切ではないかというようにも思います。ただ、移管協議——バイパスなどの区域変更の場合の移管協議などもございますから、このような形になったかと思うんですが、県と市で協力し合って道路を便利なものにしていくということは当然なことだと思うので、協力し合うということは、私は何ら異議を差し挟むものではないんですが……

[岩井議会事務局主事ベルを1回鳴らす]

○細谷委員 (続) しかしもう一方、今回は県からの移管ということなんですが、取手市のほうで県に市道の県道昇格を求めている道路がございます。この道路を把握しておりますけども、常総ふれあい道路、これについては県道昇格が取手市の悲願であったと思うんです。今回ある意味、県の道路を取手が引き受けるわけですから、その交換ということではないんですが、交渉において、取手市が常総ふれあい道路の県道昇格を求めたというようなことを主張したことがあったのかどうかと、この点についてお聞きしたいと思います。

○海東委員長 山田課長。

○山田管理課長 管理課、山田です。お答えいたします。細谷委員の御指摘のとおり、常総ふれあい道路の県道昇格につきましては、茨城県の市長会を通じて平成13年度より毎年要望を行っております。道路の移管に関して、事務作業の一つでもありますので、県道昇格に関して、その取引とか、そういうのに対して特に触れるところはございません。以上です。

○海東委員長 残り13秒です。細谷委員。

○細谷委員 これは事務的にはそうだと思うんですが、やはり政治的な、あるいは行政的な観点からも、あらゆる場を捉えて、ふれあい道路の県道昇格、これを求めていくべきだ……

[岩井議会事務局主事ベルを2回鳴らす]

○細谷委員 (続) ということを申し添えて、終わりたいと思います。以上です。

○海東委員長 そのほかありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○海東委員長 なしと認めます。

以上で、議案第45号から議案第47号までの質疑を打ち切ります。

山田課長。

○山田管理課長 管理課、山田です。先ほどバイパスの交通量のほうの答弁の中で、桜が丘方面から左折車両が330台と申し上げましたけども、実際には右折——右折車両が330台の誤りです。訂正させていただきます。よろしく申し上げます。

○海東委員長 委員長は認めます。

続いて、議案第54号、令和6年度取手市一般会計補正予算(第3号)(所管事項)を議題といたします。本件につきましては、5月31日にオンラインにより詳細な説明が行われています。

お諮りします。ただいま議題となっている事件について説明を省略することに、賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○海東委員長 賛成多数です。よって、本件につきましては、説明を省略することに決定しました。

委員各位と執行部の皆さんに申し上げます。本件における質疑は通告制で行うことになっております。本件に対しては質疑通告がありませんでしたので、議案第54号、令和6年度一般会計補正予算(第3号)(所管事項)についての質疑を打ち切ります。

続いて、当委員会における付託議案外の質疑を行います。付託議案外の質疑も同様に、質疑は一問一答とし、質疑のみで5分とされています。質疑は通告順に行います。質疑通告は入江委員、細谷委員、石井委員、染谷委員、赤羽委員、加増委員、佐藤委員の7名から通告がありました。

最初に、入江委員。

○入江委員 入江です。よろしくお願いたします。私のほうからは、市道0129号線の安全対策について質疑させていただきます。まず初めに1番目の、都市計画道路3・4・

5号線新道・みずき野線が開通して、新取手のグリーンベルトのところで接続され大変便利になり、地域住民の皆さんも喜んでいらっしゃるところでございます。が、しかし、新取手団地から先の都市計画道路は行き止まりとなっており、まだ整備されていないのが現状であります。このため、ゆめみ野方面から来る多くの車両は、新取手団地手前の市道0129号線を宗仁会方面への抜け道として通過しておりますが、その通過交通量についてどのように把握認識しているのか、お伺いします。

○海東委員長 山田課長。

○山田管理課長 管理課、山田です。入江委員の質疑にお答えいたします。これまでも、ゆめみ野方面から県道常総取手線に抜けていく車両は、新取手団地内を通過せず、新取手団地の外周に位置して市道0129号線を通過していることは認識させていただいております。また、令和4年には県道守谷藤代バイパスも開通し、ゆめみ野地区の人口が増加していることから、同路線には今後も通過車両の増加が想定されると認識しております。以上です。

○海東委員長 入江委員。

○入江委員 ありがとうございます。当初開通した頃は、新取手団地の中に入ってきて迷子になっている車が多くて、私も道先案内人をしておりましたが、それがだんだん少なくなってきたら、やはりこの市道0129号線に迂回するようになりました。この市道0129号線は、道幅も狭くカーブも続いているため見通しが悪く、カーブミラーも設置はされておりますが、擦れ違いも大変危ないときが多いので、スピードを制御するような何らかの安全対策が必要と思いますが、いかがでしょうか。

○海東委員長 由良補佐。

○由良管理課長補佐 管理課の由良です。御質疑にお答えいたします。市道0129号線は、平均幅員が6.35メートル、最小幅員が4.76メートルとなっておりますが、比較的カーブが多く、一部には見通しが悪い区間もございます。現在、同路線には注意喚起や安全対策の路面標記が7か所、幅員の減少看板が1か所施されていますが、一部消えかかっている路面標記もあることから、まずは路面標記の引き直しを施工したいと思います。さらなる安全対策としまして、カラー舗装の追加などを検討していきたいと考えております。こうした対策に当たっては、所管である取手警察署とも協議を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○海東委員長 入江委員。

○入江委員 ありがとうございます。私は一番の解決策としては、都市計画道路3・4・5号線新道・みずき野線の新取手団地より先の早期整備をすることと思いますが、駒場のところの高低差等を考えても大きな課題もあり、すぐには難しいと思っておりますし、また通過交通量対策として、宗仁会病院方面へのバイパスを整備してはどうかなども考えますが、これも都市計画道路との関連性もあり、こっちを造っても都市計画道路を造ってしまったら何の意味もなくなってしまいますし、建設費の面を考えても年数を考えても、ちょっと難しいのかなとも思っておりますので、現状の道路、市道0129号線の安全対策をしっかりと取っていただきたいと思っておりますので、それをお願いいたしまして質疑を終了い

たします。

○海東委員長 次に、細谷委員。

○細谷委員 まず一つ目が、快適・安全な道路、市道の維持管理についてということでお聞きいたします。道路修繕要望は絶えないと思いますけれども、この対処方法についてお伺いいたします。

○海東委員長 山田課長。

○山田管理課長 管理課、山田です。細谷委員の御質疑にお答えいたします。道路の補修への対応についてですが、緊急的な陥没や軽微な補修は、現場作業員の直営作業で対応しております。これが全体の9割を占めております。比較的大きな道路陥没など、原因調査が必要な箇所については、市内の建設業者へ発注するなど、損傷の程度に応じて経済的や難易度を考慮し、直営で行う場合と外注で行う場合に分けた対応を行っております。管理課では、現場作業員による道路パトロールを月2回実施しており、道路の異常が発生した際には、速やかに補修対応などを行っております。以上です。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 いろんな要望に対して、適宜対応していただいていると思うんですけど、ただこの要望を出す側としてはいろいろ出すんですけども……

○海東委員長 細谷委員、マイクをお願いします。

○細谷委員 (続) 失礼しました。この要望を受け止めるほうとしては、どういう観点で対処するのかということなんです。私としては命に関わるような、そういう箇所については最優先で行うべきではないか、あるいは児童や生徒の通学路となっているところの安全対策も兼ねた道路の補修、そしてあとは高齢者や障がい者などが不便にならないようにというところを考えられると思うんですが、優先順位のつけ方について、考え方を聞きしたいと思います。

○海東委員長 由良補佐。

○由良管理課長補佐 管理課の由良です。御質疑にお答えいたします。優先順位につきましては、当然のことながら、御指摘のあるとおり、市民の生命に及ぼすと思われる事象につきましては第一優先で対応を行っており、特に緊急を要する陥没などにおいては、現場作業員が直営で補修を行っております。通学路につきましても優先的に補修を行い、高齢者に対しては、手すり等の歩行者保護施設を設置するなど、予防保全を基本とした対応を行っております。また、災害発生時の大規模な道路陥没の際には、取手市建設業協会の協力の下、応急復旧や緊急補修にも対応していきたいと考えております。以上です。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 私どもも道路要望受けるんですけども、市と同じような考え方で進めていきたいと思いますので、引き続きよろしくお聞きしたいと思います。

続いて、公園のほうに移ります。地域で愛着が持てる、そして育てていこうと思ってもらえるような公園とするために、というテーマでお聞きしたいと思います。まず最初に、市内の公園の状況について、お伺いいたします。

○海東委員長 蛸原課長。

○**蛭原水とみどりの課長** 水とみどりの課、蛭原です。御質疑に答弁いたします。現在、市内には大小合わせて219か所の公園があります。これらの公園には、各種遊具や砂場等の遊戯施設、トイレ・水飲み等の便益施設、あずまや・ベンチ等の休養施設、また樹木や植栽等の修景施設などを設置しており、地域の夏祭りのイベントなどをはじめ、多くの市民の皆様に様々な用途で利用され、憩いと潤いの場として親しまれております。以上です。

○**海東委員長** 細谷委員。

○**細谷委員** 公園の名称についてお聞きしたいと思うんです。いろいろな名称——番号で振ってるのもあれば、地域性を表しているのもあれば、特徴を表しているというのもあると思うんですが、この公園の名称について、どのようなつけ方になってるのか、お聞きしたいと思います。

○**海東委員長** 蛭原課長。

○**蛭原水とみどりの課長** 答弁いたします。公園の名称につきましては、寺田惣代公園や谷中相橋公園といった地域の大字名、小字名を組み合わせた公園、藤代南にありますモミの木公園など、それぞれの公園の特徴やシンボルツリーから名前を取った公園、また、桜が丘の公園のように、大規模な開発行為等により整備され、地域内で一連の番号が振られた公園など、様々な名称がつけられております。以上です。

○**海東委員長** 細谷委員。

○**細谷委員** 公園を育てていくと、そして地域に愛着を持ってもらうという意味では、地域の皆様の御協力というのが必要かと思えます。その際、自分の公園——自分たちの公園とする意味でも、地域で名称をつけたいというような要望も私のほうには聞いてるところはあるんですけども、この名称のつけ方についてどのように行っているのかお聞きしたいと思えます。

○**海東委員長** 仁杉副参事。

○**仁杉水とみどりの課副参事** 水とみどりの課、仁杉です。お答えいたします。市では、市民と協働による公園維持管理事業の一つとして、老朽化した遊具や施設の再整備を行う際には、地元自治会などと一緒に検討をしたり、新たに開発行為で整備された公園の名称を決める際には、地元の市政協力員などを通じて地域の皆様の御意見を聞き取りしながら決めるなど、市民とともに考え、一緒に公園を作り上げていく取組を行っております。以上です。

○**海東委員長** 細谷委員。

○**細谷委員** 今までいろいろな経過をたどって名称がついて、現状があるというように思いますがけれども、その上で、今、公園を子どもたちに安全に、そして地域でも愛着を持ってもらうというようなことに関わってる人たちから、新たに自分たちでつけたいと、この名称を地域で考えたいんだというようなことがあった場合、この変更が可能なのかどうか。だとすればその手続がどうなのかというようなところについてお伺いしたいと思えます。

○**海東委員長** 仁杉副参事。

○**仁杉水とみどりの課副参事** 水とみどりの課、仁杉です。お答えいたします。公園の規模などによるとは思いますが、公園の名称を変更するには、地元自治会などの合意が得ら

れば検討していきたいと考えております。今後も、子どもから高齢者まで、幅広い年代の方々に親しみを感じて公園を利用していただけるような取組を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 建設部は大きな工事もあるんですけども、先ほどの道路の補修や公園など、極めて生活に関わる地域と密着した分野でありますので、引き続き地域の声をぜひ受け止めていただいて、私どももその声を受けて御提言・御提案させていただきたいと思いますので、引き続き取組を、地域の皆様に愛される建設部の行政となつていただくことを期待いたしまして、終わりたいと思います。以上です。

○海東委員長 次に、石井委員。

○石井委員 双葉地区に配置した浸水検知システムについて伺います。まず最初に、浸水検知システムの作動状況はということで、昨年の双葉地区の内水被害から1年がたちました。今年6月2日にも、夕方から急に激しい雨が降りました。私も双葉地区が心配なり、地域を見に行ったところ、うっすら水がたまって場所もありましたが、通行止めになつて——なるような事態には至っていませんでした。このときの雨で、双葉地区の設置した浸水検知システムは作動していたのか伺います。

○海東委員長 山田課長。

○山田管理課長 管理課、山田です。石井委員の質疑にお答えいたします。令和6年6月2日の日曜日の夕方にかけて発生した大雨によりまして、久賀小通り交差点に設置したセンサーが16時6分、10センチメートルの冠水通報、通行注意の情報が入っております。その後、16時9分には10センチ通報——冠水通報解除の報告が入りましたので……

○石井委員 解除……。

○山田管理課長 (続) 一時的に水位が上がったことを確認しております。以上です。

○海東委員長 石井委員。

○石井委員 すみません。ありがとうございます。私も現場に駆けつけたのが16時30分ぐらいだったので、ちょうど水が引いてた頃なのかなということで。その浸水検知システムは、これまで設置してから作動したことがあるのか、伺います。

○海東委員長 山田課長。

○山田管理課長 管理課、山田です。こちらのほうのシステムなんですけども、今年4月1日から運用開始のほうを行っております。今回6月2日に発生した事案が初めてのケースでございます。以上です。

○海東委員長 石井委員。

○石井委員 次の質疑に移ります。センサーが作動する高さは適切なのかということで、最初にセンサーが反応する水位は10センチと聞いています。しかし、道路冠水が始まったら、あっという間に水位は上がってしまうと思います。道路の通行止めなどの対応は間に合いますか。例えば、より安全性を高めるために、センサーの感度を5センチに設定するとか、下げるとか、考えているのか伺います。

○海東委員長 鈴木補佐。

○鈴木管理課長補佐 管理課、鈴木です。質疑にお答えいたします。浸水検知システムのセンサーが作動する高さですが、1か所につき、水位検出器の中に路面から10センチと20センチの位置に2つのセンサーが取り付けられています。路面——道路面から10センチを警戒水位と設定し、降雨量に応じた対応への準備を行うとともに、道路面から20センチを危険水位とし、水位検出器からのリアルタイムな情報により、速やかに通行規制及び規制解除を行う判断数値として設置しております。警戒水位の高さにつきましては、有識者からいただいた御意見としても、今回設定してあります高さは問題ないとのことで御意見もいただいております。今後対応していく中で、状況に応じ高さの変更も考えていきたいと思っております。また、この情報につきましては、庁内の関係機関——関係各課だけでなく、取手警察署及び取手市消防本部ともリアルタイムで共有しております。以上です。

○海東委員長 石井委員。

○石井委員 ありがとうございます。最後の質疑に移ります。市内の冠水箇所を設置する予定はということで、市内の道路には冠水しやすい場所やアンダーパスが多く存在します。他市においては、双葉地区に設置した浸水検知システムをこうした場所に設置している事例もありますが、取手市では増設する予定はありますか。

○海東委員長 鈴木補佐。

○鈴木管理課長補佐 管理課、鈴木です。質疑にお答えいたします。建設部では、過去の冠水実績により、市内で冠水する可能性の高い場所は把握しておりますので、大雨が予想される際は、大雨になった際には、こういった場所を重点的にパトロールを行い、情報収集に当たっております。こうした冠水箇所の検知システムを設置することで、早期に道路冠水状況を把握することができる手段となると思っております。まずは双葉団地内に設置したシステムの運用状況を確認した上で、今後判断していきたいと考えております。以上です。

○海東委員長 石井委員。

○石井委員 取手市内に——今、答弁の中で冠水しやすい場所があるということだったんですが、大体何か所ぐらいあるのか、またどの辺——集中してる場所とかがあれば伺います。

○海東委員長 山田課長。

○山田管理課長 管理課、山田です。お答えします。私ども冠水箇所として認識しておりますのが、市内において114か所でございます。

○石井委員 そんなにあるんだ。

○海東委員長 課長、マイクをお願いします。

○山田管理課長 管理課、山田です。お答えします。取手市内において冠水する箇所として私どもで把握している箇所が114か所でございます。この114か所なんですけども、建設部のほうで、毎回、大雨のほうの注意とか、大雨の状況によって、その現場のほうをパトロールしておりますので、114か所でございますので——市内全域で。ですから、先ほど言った検知システムのほうの状況によってそれをいかに活用するかというのは、今後の検討課題ではあると思っております。以上です。

○海東委員長 石井委員。

○石井委員 ありがとうございます。114か所ということで多いのか少ないのか、ちょっと私も分からないんですけども、特に双葉地区みたいに本当に冠水してしまう場所とか、一番最初に、例えば大雨が降ったときに駆けつける場所というのがあるのかどうなのか確認します。

○海東委員長 山田課長。

○山田管理課長 管理課、山田です。お答えいたします。私どもでまず初めに行くところとして、やはり藤代中学校……

○石井委員 ああ、横ね。

○山田管理課長 (続) あとは心配される場所が国道6号のアンダーの——いわゆる「弱い部分」のところですね、そこら辺が——新川地区のほうの市道が国道6号の下を抜けるところとか、あとは、取手市内ですと、やっぱりアンダーパスのところは必ず確認のほうの作業を行わせていただいております。以上です。

○海東委員長 石井委員。

○石井委員 ありがとうございます。取手地区は元々山だったので高かったと思うんですけど、藤代地区はやはり地盤が低いのと、利根川と小貝川に囲まれて、多分、大雨とか小貝川とか決壊したりとかすると一番最初に浸水被害が出る場所でもあるのかなと思っております。建設部の皆さんが、本当に冠水したときに——大雨降ったときには、いち早く動いていただいているのは私も非常によく分かっておりますので、引き続きよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○海東委員長 次に、染谷委員。

○染谷委員 それではよろしく願いいたします。まず最初に、西口開発についてです。今回も一般質問で、本田議員、加増議員、山野井議員、細谷議員からありまして、大体深まってはきているかなというような気がしますが、私のほうからは、都市計画の決定の時期につきまして、再度お伺いしたいと思っております。

○海東委員長 浅野部長。

○浅野都市整備部長 都市整備部、浅野です。お答えさせていただきます。A街区の再開発準備組合におきましては、現在、建築工事コストの大幅な急騰の影響を受けまして、施設計画案及び事業収支案の調整を行っているところでございます。こうした状況を受けまして、準備組合から市に対して、施設計画案及び事業収支案の調整を行う期間、都市計画決定に向けた手続を一時的に待っていただきたいとの意向が示されたところです。その期間につきましては、準備組合において、施設計画案と事業収支案の調整を行うために要する期間でございますが、可能な限り短期間で調整を行うとのことでありますので、今年の秋に予定していた都市計画決定の時期が、数か月程度、後ろ倒しとなる見込みとなっております。具体的にどの程度後ろ倒しになるのかという点につきましては、準備組合の検討状況によるため時期について述べることは難しい面がありますが、市としましてはできる限り早期の都市計画決定を目指しており、現時点におきましては、今年の12月前後を目途として進めていきたいと考えているところでございます。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 ありがとうございます。12月を目標ということなのですが、これ、遅れば遅れるほどいろんな弊害出てくると思います。建築コストもさらに上昇するということも考えられるんですが、これももう本当に12月で大丈夫だということによろしいでしょうか。

[笑う者あり]

○海東委員長 浅野部長。

○浅野都市整備部長 お答えさせていただきます。目標的なところの日時でございますが、準備組合の検討作業によっては、これより早くなることももちろん目標に入れて、視野に入れながら進めているところでございますが、今現在はこの時期を目標に進めているところでございます。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 遅れば遅れるほど中断補償というのも出てくると思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

[「もう返しちゃうのよ、だめなら」と呼ぶ者あり]

○海東委員長 浅野部長。

○浅野都市整備部長 お答えさせていただきます。中断補償ということですが、これは区画整理事業において今現在、駅前の交通広場が仕上がった暁には、A街区の造成撤去工事を行いまして、今現在、使用収益開始に向けた計画を立てながら進めているところでございますので、使用収益を開始した後は、地権者の皆さんがこの高度利用たる再開発事業に向けて計画を進めていくという状況でございますので、区画整理施行者としてしましては、この秋口にはお返しをさせていただくということで変わりはございません。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 分かりました。中断補償は延びることはないということで了解いたしました。2番目に移ります。準備組合が計画の見直し中ということですが、見直しというのはいろいろ考えられるのですけれども、取手市として複合の公共施設の計画に対しての変更等はないのか、お伺いいたします。

○染谷委員 中村課長。

○中村中心市街地整備課長 中心市街地整備課、中村です。お答えさせていただきます。現在、準備組合におきまして施設計画案の調整を行っているところですが、現時点におきまして、主に調整の対象としているのは住宅部分となっているため、複合公共施設の整備を検討しております非住宅部分につきましては、形状や規模、床面積などは、市の複合公共施設の整備方針の大幅な見直しをせざるを得ないような大きな変更はなされないと想定をしております。しかしながら、準備組合における具体的な調整作業の結果として、非住宅部分の形状や規模などが変更となる可能性もあり得ることから、準備組合と連携を密にしながら、準備組合の調整作業の進捗に併せて整合性を図りつつ、複合公共施設の検討作業を進めていきたいと考えております。以上です。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 今いろいろ見直し中ということで、今のお答えですと、住宅棟と非住宅棟、

この2つの建物ということの考え方は変わらないで検討中ということによろしいのでしょうか。

○海東委員長 中村課長。

○中村中心市街地整備課長 お答えさせていただきます。現在準備組合におきまして、主に住宅の部分の見直し作業というところを行っているところでありますから——ありますことから、基本的には、その2棟体制というところはベースに検討を進めているところではございますが、今後の検討作業の内容によっては、場合によっては、2棟の形状ではないということもあり得るかもしれませんが、ベースとしましては今の2棟体制ということで検討しているところでございます。以上です。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 いろいろな検討をされている、もしかしたらゼロベースから検討しているのかもしれませんが、よく分からない——今の答弁ですとなかなか難しいんですが、それでは準備組合から、公共施設は今回入らなくて結構ですというようなことがあった場合は、どう——どのような対応を取るのでしょうか。

○海東委員長 中村課長。

○中村中心市街地整備課長 お答えさせていただきます。準備組合と様々な協議をさせていただいておるところでございますけども、準備組合としましては、非住宅部分につきましては公共施設を整備してほしいという意向は変わらずに有しておりまして、公共施設が整備されるという前提で調整作業を進めているところでございます。したがって、再開発ビル内に公共施設を整備していくという方針に変更はございません。以上です。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 じゃあ準備組合側からは、今までどおりの要望で来るのではないかとということ想定しているということですね。了解いたしました。

それでは、次に桑原の……。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 浅野部長。

○浅野都市整備部長 先ほど私がお答えさせていただいた中で、中断移転補償の部分と再開発事業の後ろ倒しになる遅れの部分で、少し付け加えさせていただきたいんですけども、今、区画整理事業においては、駅前交通広場を完成に向けて作業を進めさせていただいています。いろいろ支障物の——支障物の処理でありますとか、若干天候の部分もございましたけれども、そのような作業の中で交通広場のほうにつきましても、若干遅れを生じているところでございます。そして、交通広場が開通しなければ、A街区の造成撤去工事に着手してお返しをしていくことができないという部分もありまして、こちらは密接に連携している部分でもございますので、このA街区の中断——使用収益開始に関することでありますけれども、この部分は造成ができて、速やかにお返しできる画地からお返しをしていくという予定でございますけれども、若干この造成撤去工事の影響の受ける画地につきましては、こちらにつきましても大変申し訳ないところではあるんですけども、若干後ろ倒しになっていくかなというところを今、担当課のほうでも考えているところでござ

いますので、この辺はできる限り速やかにお返ししていくという方向は変わらないんですけども、影響のある画地につきましては、少し後ろ倒しになる可能性も現在考えているところでありましてということは付け足させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 分かりました。それでは次に桑原開発についてです。杉山議員の一般質問に副市長が大変丁寧に答えられてて、大体の状況が分かってまいりました。そこでまず最初にお聞きしたいのが、早期実現に向けての農林協議の状況でございます。これが進まないとかに行かないと思いますので、この辺の状況をお伺ひします。

○海東委員長 浅野部長。

○浅野都市整備部長 お答えさせていただきます。桑原地区の市街化区域への編入に向けた都市計画協議の中で、主なものとしまして農林協議がございます。これは市が作成する資料を基に、茨城県が国に対して区域編入の規模・位置などの必要性和妥当性を協議するものでございまして、国との調整が進められております。国や県との協議の中で、多岐にわたる相当な確認事項をいただいておりますが、県の感触や協議内容から総合的に見まして、協議は相当進捗していると認識してございます。協議中の案件でもありますので、明確な時期というものは今現在お答えはできませんけれども、早期の完了を目指すとともに、協議の完了後は速やかに都市計画決定に向けた取組を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 この農林協議については、非常に年数のかかるという方もいらっしゃるし、この間はある国会議員さんが、7月にもというような話をされていて、どちらを信用したらいいかなというのがあるんですが、取手市としては早急——早くということなんですが、どのくらいを目標にというのはないんでしょうか。

○海東委員長 中村室長。

○中村都市政策推進室長 染谷委員の御質疑に答弁いたします——都市計画課の中村です。よろしくお願ひします。農林協議の状況なんですけれども、どれぐらいの完了かということなんですが、何分、相手のある話でございますので、こちらとしては明確な時期というのはなかなかお答えづらいというところございますが、大事なところでございますので、しっかりと協議のほう進めさせていただいて、早期完了を目指していきたいというふうに考えております。以上です。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 なかなか時期を明言するというのは難しいと思いますので、次に移らせていただきます。事業協力者との連携ということで、この間、副市長が、全てを事業協力者に任せるのではなく、行政側としても事業協力者と連携して一層のにぎわいを創出していくということを言われています。例えば区画整理で生み出される公園は、単なる公園とすることなく、カフェサービス施設などの商業施設と連携した事例もあります。来場者が長時間心地よく滞在する方策について官民共同で検討していきますと、一歩踏み込んだよう

な答弁でございまして、今までは事業協力者にお任せということなんですけども、その辺の状況について、お伺いいたします。

○海東委員長 中村室長。

○中村都市政策推進室長 お答えいたします。地区全体の土地利用に関しましては、基本的にやはりこの事業協力者のほうが計画するものとなっておりますが、行政側としても、事業協力者と連携をいたしまして、より一層のにぎわいが創出される施策のほうを検討していきたいと考えております。特に区画整理で生み出されます公園につきましては、事業協力者からは公募提案時の頃から、親水公園や調整池等と連動しましたアウトドアのパークの創出が提案されておりますが、このほか、ほかの地区の公園事業につきましても、公園を商業施設の屋外緑地と一体的に整備をいたしまして、この広場空間を配置して、イベント開催等のにぎわいを創出するような連携事業などが確認されております。こういった先進事例を含めまして——踏まえまして、より一層のにぎわいが創出される連携施策のほうを検討していきたいと考えております。以上です。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 ありがとうございます。それで最後なんですけれども、地権者との組合設立への合意形成という点についてお伺いします。

○海東委員長 中村室長。

○中村都市政策推進室長 都市計画課、中村です。お答えいたします。本組合設立に向けた地権者の合意形成の取組状況といたしましては、令和5年度は地権者懇談会を延べ16回、準備組合の調査部会を9回、理事会を7回開催しまして、地権者の皆様の事業に対する理解を深めていただきまして、合意形成支援に努めているところでございます。多くの懇談会を開催できたことから、地権者の皆様の理解のほうは深まっているものと認識しております。また地権者と事業協力者の借地契約の整理につきましては、合意形成を進めていく上で重要事項として認識しております。事業協力者との具体的な契約条件の交渉については、個人個人で行うのではなく、地権者組織をつくりまして、その代表者で行う必要があることが地権者懇談会の中で確認されております。そういったことから、現在、借地契約に関する地権者組織の会員と代表者となる役員の募集を行っているところでございます。引き続き地権者組織の立ち上げを支援していきたいと考えております。以上です。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 地権者との理解はかなり深まっているということですが、同意まではあとどのくらいの時間がかかるというふうにお思いでしょうか。

○海東委員長 中村室長。

○中村都市政策推進室長 お答えいたします。区画整理組合の設立の本同意につきましては、やはりその地権者の皆様お一人お一人が将来的にどのような土地利用を行っていくのかといった、しっかりとご自分自身で選択できるような、事業に対する理解といったものをしていく必要があるかと思っております。そのために今年度も懇談会等をしっかりと重ねまして、そういった皆様の御理解と選択できるような知識を修めていただくことを想定しております。こちらについては都市計画決定の時期もございますので、これに合わせて区画整

理組合を早期に設立できるように、取組のほうを進めていきたいと考えております。以上です。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 分かりました。どうもありがとうございます。以上です。

○海東委員長 次に、赤羽委員。

○赤羽委員 赤羽でございます。取手駅西口A街区再開発ビル内の複合施設整備事業についてお伺いいたします。これにつきましては取手市の広報でも広報されましたが、ただ、それについて市民の方からいろいろ——突然こういうこと言われたとか、突然図書館が入ってきたとか、そういうお話を伺います。どういう経緯でこの図書館を導入することになったのか、その経緯をちょっと丁寧に御説明いただけますでしょうか。よろしくお伺いいたします。

○海東委員長 浅野部長。

○浅野都市整備部長 都市整備部、浅野です。お答えさせていただきます。丁寧にといいお言葉いただきましたので、少し詳細にお話をさせていただきたいと思っております。取手駅西口A街区において整備予定の再開発ビルの床の一部を取得し、図書館機能を中心とした複合的な公共施設を整備する方針とすることにつきましては、3月議会冒頭の全員協議会におきまして報告をさせていただいたとおりでございます。本市におきましては、取手駅前の活性化やにぎわい創出を図るため、地権者から公共施設整備に関する要望書が提出されたことを契機として、A街区に整備予定の建築物内に公共施設を整備することを継続的に検討してきた経緯がございます。公共施設の機能や内容を検討するに当たり、取手駅前に不足している公共的機能を抽出し、また、既存公共施設の利用状況を検討したところ、駅前に不足している機能としては、生涯学習支援機能や市民交流活動機能が挙げられ、また、既存公共施設の利用状況としては、図書館や公民館を利用している市民が多いという実態が見られました。こうしたことから、取手駅前には図書館機能と公民館に類似した、市民が交流・活動できる機能を有する複合的な公共施設を整備することが有効であると考えます。他方で、既存の取手図書館につきましては築45年が経過しており、利用者数は多いものの大規模改修を実施しておらず、老朽化やバリアフリー、駐車場台数などの点において課題が存する状況となっております。また近隣市の図書館と比して床面積や蔵書数が少ないという状況でもあります。さらに、図書館が行った利用者アンケートにおきましても、取手図書館のハード面の課題に関する意見や、取手駅前に移転を要望する意見も出されている状況となっております。こうしたことから、A街区に整備する公共施設の中の図書館機能につきましては、既存の取手図書館を移設するという位置づけとすることとし、単なる移設ではなく、機能や規模を拡充しアップデートすることにより、より利便性が高く魅力のある充実した公共施設とすることを目的とした移設とすることとしました。取手駅前に図書館機能と市民が交流・活動できる機能を有する複合的な公共施設を整備することにより、駅前地区への来街者数が増加し、駅前地区の活性化やにぎわい創出効果につながることを期待できるものと考えております。加えて、波及効果により、既存の大型商業施設への来店者や既存の公共施設の利用者数の増加などを見込むことも期待可能であると

考えております。実際、他市におきましても、駅前に図書館を整備することにより、駅前地区の活性化につながっている事例が数多く存在し、魅力ある駅前の都市空間づくりによって、町全体の活性化に資する効果が発現している事例も多く見られるところです。以上のことから、A街区におきましては、既存の取手図書館の機能や規模を拡充して移転する形で、図書館機能を中心とした複合的な公共施設を整備する方針とするものです。以上でございます。

○海東委員長 赤羽委員。

○赤羽委員 ありがとうございます。市民の皆さんが気軽に集まれるような施設を造っていただくことを希望いたします。また駅前に造ることによって、高齢者やそれからお子様を連れてお母さん方も、公共交通機関でも来れるし車でも来れるしということで、利便性は非常に高まると思います。現在の図書館は駐車場が20台しかなくて、常にいっぱい状況です。そしてまた駅から歩くにはちょっと距離があるかなという距離でございますので、それを考えると駅前に図書館ができるというのは、利便性ははるかに上がるのではないかと私は理解しております。図書館の中身については、これは建設部ではなくて多分、教育委員会のほうで検討することになるかと思うんですが、その辺のスケジュールはどうなってますでしょうか。

○海東委員長 中村課長。

○中村中心市街地整備課長 中心市街地整備課、中村です。お答えさせていただきます。複合公共施設の整備スケジュールにつきましては、公共施設はA街区の再開発ビルの中に整備をするため、当然、再開発事業全体のスケジュールと合わせていくということが必要でございます。再開発事業のほうは、都市計画決定の後、令和6年度から7年度にかけて、建築設計と事業計画策定、本組合設立認可が行われる予定でございます。公共施設につきましては、これにあわせて基本計画作成や内装の基本設計を行ってまいります。令和8年度からは、再開発事業のほうは実施設計が行われる予定であり、公共施設につきましても、これにあわせて内装の実施設計を行っていく予定でございます。令和9年度から11年度にかけては再開発ビルの建築工事が行われる予定となっておりますので、公共施設のほうは、建設工事の進捗に併せまして内装工事などを行い、再開発ビルの竣工に併せて、令和11年度の開館を目指してまいります。以上がおおむねのスケジュール感になりますが、現在、準備組合におきまして建築工事コストの急騰を受け、施設計画案及び事業収支案の調整を行っていることから、都市計画決定の時期が多少後ろ倒しになる見込みであるため、これにあわせて公共施設整備のスケジュールも多少後ろ倒しになる可能性もありますが、準備組合側も可能な限り早期に調整作業を行うということでございますので、公共施設整備のスケジュールが大きく遅れるということはありません。また、図書館の内容につきましては、もちろん教育委員会や様々な関係機関とも協議を進めて、よりよいものになるように協議を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○海東委員長 赤羽委員。

○赤羽委員 ありがとうございます。最近、図書館、非常にICT化が進んでまして、本当に自動貸出し機ですとか無人書庫などがあって。ですから既存の建物の中に最初から

入れないと、そういうものが設置できないものもたくさんあるわけですので、そういうことを先進地をいろいろ研究されているようですけれども、ぜひともそれを生かして——機械に任せられるところは機械にやってもらう、そういうことによってランニングコスト・人件費を抑えることも可能かと思えますので、すばらしい図書館、そしてまた市民に愛される図書館を造っていただきたいと、私は切に思ってる次第でございます。そして、この図書館整備をもっと市民への広報といいますか、周知を図っていただきたいんですが、その辺はいかがでございましょうか。

○海東委員長 中村課長。

○中村中心市街地整備課長 お答えさせていただきます。A街区に複合公共施設を整備する方針につきましては、議会において報告をさせていただき、ホームページにも掲載させていただいております。また、報道機関を対象とした説明会も実施し、新聞各紙でも報道されたところでございます。今後は、公共施設整備に関する基本構想のパブリックコメントを実施することや、基本計画策定プロセスにおきましては、市民の皆さんの御意見を幅広くお伺いするということを予定していることから、事業の認知度をより向上させていくことが重要であると考えております。そのための具体的な方法につきましては、今後検討させていただきたいと考えておりますが、市の広報やホームページに加えまして、メールマガジンやSNS、動画配信なども積極的に活用して、周知を広く——周知していきたいと考えております。以上でございます。

○海東委員長 赤羽委員。

○赤羽委員 ありがとうございます。ぜひともお願いしたいと思えます。以上です。

○海東委員長 次に、加増委員。

○加増委員 私のほうからも、再開発事業の公共施設導入について伺います。今、赤羽委員のほうからも事細かく質疑ありましたけれども、私は一般質問でも伺った経緯があるんですが、この方針を3月15日に発表するまでの経過について明らかにされてないんですね。いつ・どこで・誰と・どういう内容——話——協議をしたのか、それを明らかにしてください。

○海東委員長 中村課長。

○中村中心市街地整備課長 お答えさせていただきます。こちらは、一般質問におきましても答弁をさせていただいたとおり、A街区に複合公共施設を整備する方針を決定するプロセスにおける、教育委員会や様々な機関との関わりということですが、まずは教育委員会との関わりについてですが、図書館は教育委員会が所管する社会教育施設でございますので、教育委員会は教育行政の執行機関ということであるため、教育委員会とは複合公共施設を整備する方針の原案の作成段階から協議調整を行ってきたところであり、教育委員の皆さんに対しては、丁寧に説明を行い、御理解をいただいた上で方針案を決定しております。また、社会教育委員の皆さんにも事前に説明を行いまして、御理解をいただいているところであり、図書館協議会の皆さんにも御説明を行い、理解をいただいております。このように、教育委員の方々をはじめとして、社会教育委員や図書館協議会の方々に対しても丁寧に説明を行いまして、御理解をいただいた上で検討作業を進めまして、複合公共

施設の整備方針の決定に至っているという経緯は、一般質問の答弁でもさせていただいたとおりでございます。市としましては、丁寧かつ慎重な手続を経て整備方針を決定しているところでありまして、誰とどういう話をした、誰とも話していないんじゃないかということは、全くございません。以上でございます。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 丁寧に慎重な手続についてもやってきたということなんですが、先ほど突然と広報——3月15日の広報で出てきたということで、関係者からもそのような、「初めてこういうことを知った」という言葉も出てきたんですよ。ですからこれが本当に丁寧に慎重な手続をしてきたのか。だったら議事録があるはずなんですよ。市民の会でのヒアリングの際、議事録を求められたが、議事録はないとお答えされましたけれど、議事録を取らないようなことは公式の会議と言えるんでしょうか、どうなんですか。

○海東委員長 中村課長。

○中村中心市街地整備課長 お答えさせていただきます。私どもとしましては、様々な機会を捉えまして御説明をさせていただいております。なので、議事録が残っていないからといいまして、協議や調整、説明などを行っていないということではございません。重要なことは議事録の有無ではなく、しっかりと教育委員や社会教育委員、図書館協議会の方々に説明し、御理解をいただいた上で検討作業を行ったかどうかということであると考えております。そういったところでは、非常に丁寧かつ慎重な手続を経て進めているということで我々は考えております。以上でございます。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 繰り返し同じような答弁なんですけれども、これは駅周辺再生本部が教育委員会または図書館協議会の皆さんへ話ししたのでしょうか、そこをもっと詳しくお願いします。

○海東委員長 中村課長。

○中村中心市街地整備課長 お答えさせていただきます。こちらは、駅周辺再生本部が教育委員会や社会教育委員に説明したわけではございません。教育委員会や社会教育委員さんに御説明をさせていただいたのは我々のほうで、検討の原案を説明をさせていただいて御理解をいただいたということでございます。そこで御理解をいただいた上で、最終的に2月29日に発表させていただいたということでございます。以上です。

○加増委員 加増委員。

○加増委員 理解をいただいたというだけで、2月29日でしょうか——全協で私たちに示され、3月15日には公共施設について広報で出た。理解を得られたということで——じゃあ会議じゃなかったんですか。議事録がないということは、会議ではなかったんですか。

○海東委員長 中村課長。

○中村中心市街地整備課長 お答えさせていただきます。教育委員さんに御説明をさせていただいたタイミングは、教育委員会の定例会において御説明をさせていただいております。社会教育委員さんにつきましても、社会教育委員さんの会議の中で御説明をさせてい

ただいたというところがございますが、それぞれ議題という内容ではございませんので、その部分に関する議事録はございませんけども、その会議の中でしっかり御説明をさせていただいて、御理解をしていただきまして、両委員さんからも、「あっすばらしい方針ですね」と、「進めてください」というようなお言葉も、多くいただいているところがございます。そういった中で、2月29日に発表させていただいたということがございます。以上です。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 私も広報が出てから、その前後して教育委員会総会の議事録をホームページで見ましたら、確かにこの定例会の中では議題とはなっておりませんでした。議題ではないけれどもお話をしたということは、本来ならば議題としてきちんと、こういう方向で都市整備部が考えていることを明らかに議事録として残しておくべきではなかったんですか。それが無いということは、あくまでも非公式の会議でそれぞれのところで説明したと捉えられてもおかしくないですよ、どうでしょうか。

○海東委員長 浅野部長。

○浅野都市整備部長 お答えさせていただきます。こちらにつきましては、公式、非公式という区分はあまり重いところ——重要などころではないと思います。どれだけ私たちのこの考え、このように進めさせていただいてよろしいかというところを理解していただくのが重要でございます。そういう点では、先ほど課長が申しましたように、会議の後ろの部分に私たちお邪魔しましてお話などもさせていただいておりますけれども、そのような中で丁寧に説明をさせていただいたと。そして、御理解をいただいた上で、今後の進め方を——やってよろしいかということで御判断をいただいたということが重要であると思いますので、そのようなところをお話しさせていただきたいと思います。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 認識を改めていただきたいんですが——重度——重要ではないとおっしゃいましたが、公共施設を再開発ビルの中に**入る？入れる？**、特に図書館、これについて、これは大変重要だと思います。市民の大事な施設ですから、そういうような認識で進められたらとんでもないことなので、これからはきちんと会議録を示していただきたいと思います。そして、この図書館導入については、再開発事業を進めるための公共施設導入以外に何ものでもないということではないんですか、私繰り返しこれ聞いておりますけど、同じ答弁になりましょうか。

○海東委員長 加増委員。質疑が繰り返しになっておりますので、答えは……

[笑う者あり]

○加増委員 ないでしょうよ。

○海東委員長 お答えは、同じようなお答えがなるんではないかなと。

○加増委員 あと残り何分。

○海東委員長 残り1分32秒です。

○加増委員 次、駅前のにぎわいをつくる方針について伺います。

[「マイク入ってない、マイク」と呼ぶ者あり]

○海東委員長 加増委員、マイクをお願いします。

○加増委員 すみません。駅前のにぎわいをつくる市の方針について伺います。駅前ににぎわいをつくるとしたシミュレーションはどのように考えていますか。

○海東委員長 中村課長。

○中村中心市街地整備課長 お答えさせていただきます。A街区を魅力ある街区とするためには、集客力と利便性を兼ね備えた駅前の活性化やにぎわい創出につながる施設を整備することが、必要かつ有効であるとの認識を市と地権者の皆さんとで共有しており、こうした施設とするためには、商業・業務施設を充実させることは当然ではありますが、これに加えて、様々な用途に使用可能な使い勝手のよい新たな公共施設を整備することが有効な手段であると考えていることから、A街区に公共施設を整備する方針としたところでございます。駅前に魅力ある利便性の高い複合公共施設を整備することにより、駅周辺地区への来街者数が増加し、駅周辺地区の活性化やにぎわい創出効果につながることで期待できるものと考えております。駅周辺地区全体が活性化し、来街者数が増加すれば、既存の商業施設にも様々なプラス効果が波及することが期待可能であると考えております。具体的には、駅周辺エリアの従来イメージの更新が大幅に図られることにより、既存の商業施設におきましても、来客者数の増加やこれに伴う売上げ増加、新規テナントの進出などにつながる効果も期待できるものではないかと考えているところでございます。実際他市におきましても、駅前に図書館を整備することにより、駅前地区の活性化につながっている事例が数多く存在し、魅力ある駅前の都市空間づくりによって、町全体の活性化に資する効果が発現している事例も多く見られているところでございます。以上でございます。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 駅前のにぎわいをつくるということで今伺いましたが、もう一つ、全協でありました民間保育所導入方針は、にぎわいをつくるためにということの位置づけとして受け止めてんでしょうか。

[岩井議会事務局主事ベルを1回鳴らす]

○海東委員長 浅野部長。

○浅野都市整備部長 お答えさせていただきます。駅前に民間保育所を導入する方針につきましては、駅前のにぎわい創出を直接の目的とするわけではありませんけれども、駅前に保育所への送迎などによる来街者が増加することによる波及的な効果は想定することができると思います。例えば、保育所への送迎のついでに商業施設で買物や飲食をしたり、ウェルネスプラザのキッズプレイルームを利用したりすることが期待できると思います。また新規に整備を予定している複合公共施設の中には、親子で利用できるスペースを設けることも検討しておりますので、将来的には親子で図書館を利用するといったことも期待可能であると考えております。このように、結果として駅前に民間保育所を導入することによって、駅前のにぎわい創出につながる一定の効果が期待できるものと考えております。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 次、再開発事業の総事業費について伺います。総事業費 143 億円とありますけれども、その根拠について伺いました。しかし、答えはありませんでした。都市計画法

要覧の中で、都市計画運用指針で事業施行者との連携をとありますが、この点についてはどのようにこれについて受け止めていますか。

○海東委員長 木野本補佐。

○木野本中心市街地整備課長補佐 中心市街地整備課、木野本です。加増委員の質疑にお答えします。A街区における再開発事業につきましては、当然に準備組合と密接に連携を図り、事業の検討状況につきまして適宜情報の提供を受け、市は必要に応じて助言や援助を行ってきたところではありますが、準備組合から得ている施設計画案や事業収支案といった情報につきましては、準備組合において検討中の内容でありますので、現時点におきましては市のほうから、この143億円の詳細な部分につきましては対外的に公表できる状態にはなっており——ございません。しかし、現時点におきまして、市から公表することができる再開発事業全体に関する施設計画案や事業収支案に関する内容につきましては、複合公共施設の整備方針の説明資料におきまして、概略部分は公表させていただいているところでございます。以上です。

○海東委員長 残り35秒です。

加増委員。

○加増委員 事業施行者から情報の提供を受けるとともに適宜状況等を確認するとあるんですが、その確認した項目を私たち議員に知らせることはできないんですか。

○海東委員長 中村課長。

○中村中心市街地整備課長 お答えさせていただきます。委員がおっしゃっております都市計画運用指針でございますけども、こちらは都市計画制度全般に関して、行政庁における運用方法を示したマニュアルということでありまして、都市計画決定手続に関して全般的に言及しているということであり、市街地再開発事業に特化した内容というわけではございません。こちらは都市計画決定を検討するに当たりまして、この指針の中で言っているところでは、決定権者は事業施行予定者から情報提供を受け、十分に情報公開を行った上で都市計画法に基づき住民意見を聴取する必要があるということに記載している部分がございますが、こちらはあくまでも非常に事業規模が大きいものを想定しておりまして、実際には環境影響評価法、こちら環境アセスメントというふうに言われておりますけども、こういった事業の対象がこういった——この法律に、環境影響評価法の対象となる事業がこの対象となっております。例えば土地区画整理事業であれば面積が75ヘクタール以上というような、かなり大きな規模の事業と。そういった事業につきましては環境への影響が大きいということから、広く住民に意見を聴取する必要があるということを決めていることとございまして、当該地区で行います再開発事業、こちらにつきましては再開発事業自体が、そもそもこの環境影響評価法の対象とはなっていないということから、ここまでの手続は必要ございませんけども、今後住民説明会や公聴会など、もちろん都市計画法にのっとったステップを踏んで計画決定をしていきたいと考えております。以上でございます。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 最後の運用指針の中で、施行予定者と取手市とも十分な連携を図ることが必

要であるということで、適宜必要な情報は知らせていく、住民にももちろん議員にも、そういう考え方、受け止め方でいいんですね。

○海東委員長 中村課長。

○中村中心市街地整備課長 お答えさせていただきます。住民説明会、公聴会など様々なステップを経て都市計画決定に進んでいくということでございますので、もちろんその段階段階でお出しできる情報につきましては、周知を——御報告をさせていただいたり、市民の皆さんにも周知をさせていただきたいと考えております。以上です。

○加増委員 以上です。

○海東委員長 最後に、佐藤委員。

○佐藤委員 佐藤です、よろしくお願いします。運送・物流業界の2024年問題、市内の公共交通の利便性の維持と向上についてということで、3点ほどお尋ねしたいと思います。まず1つ目なんですけれども、こちら広報とりで2月1日号を拝見すると、全国的にバスの運転手が不足する中、コミュニティバスの運行を維持するためには、緊急的なルートやダイヤの改正をしていかなきゃならないというような発表がございました。これが4月1日から、今度ルートが変更して運用されてきたと思うんですけれども、その変更後の市民の反応というのがありましたら、まずはそちらをお聞かせください。

○海東委員長 高橋補佐。

○高橋都市計画課長補佐 都市計画課の高橋です。佐藤委員の質疑にお答えします。今回のコミュニティバスのルート・ダイヤ改正につきましては、広報とりでとホームページで市民全体にお知らせを行った上で、4月1日の改正日を迎えました。4月1日からおおむね1か月程度は、改正を御存じなかった方からのお問い合わせを相当数いただきましたが、想定していたよりも苦情的なものは少なく、全体としては混乱なく新しいルート・ダイヤに無事移行できたものと思っております。今回の改正について、市民、利用者から批判的な御意見をいただいた箇所として挙げられますのが、まず、北部ルートにおいて、双葉団地から直接JAとりで総合医療センターに行けなくなったこと。2つ目に、中央循環西ルートにおいて、取手駅東口と取手市役所の停留を2回から1回に減らしたこと。それから3つ目としまして、東北部ルートにおいて、桜が丘を巡回する経路がなくなったこと。そういった部分につきまして不便になったという御意見をそれぞれ幾つか頂戴していますが、これらの改正箇所につきましては委員おっしゃられたとおり、2024年問題に対応して運行時間の短縮のために行わざるを得なかった旨を、その都度丁寧に説明し、御理解をいただいているところでございます。以上です。

○海東委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 御答弁ありがとうございます。こういった改正するしかないということで臨んでながら苦情が比較的少ないものであったというのは、非常によかったとも思いますし、また、一方で期待されてるコミュニティバスですとルートの変更を希望する方、ただ便の数とかのルートはなかなかそれはもう、その設定しか——変えればどこかが不満が出てしまうというのも限界があるんだとは思うんですけれども、そういった中で今事業が大変だと思うんですけれども、苦情なく——少なく——比較的少なくやれてるというのは、あ

る意味よかったと思うんで、ぜひ引き続きその辺のところを調査しながら進めていただければと思います。

2つ目なんですけれども、地域公共交通計画の策定ということですが、先日、根岸議員さんが一般質問されましたけれども、その答弁の中で、地域公共交通の計画の策定の中で、新しい移動手段の検討を行っていくということがありました。新しい移動手段というのは、例えばデマンド型の乗り合いタクシーなどは考えられると思うんですけれども、この新しい移動手段とやはりコミュニティバスについて、今後すみ分けしながら検討していかなければならないと思うんですけれども、その辺についてはどのように考えているのか、お答え願います。

○海東委員長 大久保課長。

○大久保都市計画課長 都市計画課、大久保です。ただいまの質疑にお答えします。現在は、地域公共交通計画の策定に着手したばかりなので、具体的な検討はこれからでございます。しかしながら、現在の取手市の交通環境から言えますことは、やはりJR常磐線と関東鉄道常総線の二つの鉄道があることが大きな強みであると考えております。また、特にJR常磐線の2つの駅については、路線バスの発着点として、つくば、龍ヶ崎、守谷、つくばみらい、利根町と接続し、また市内においては、井野団地や光風台、中央タウン、桜が丘、紫水などの住宅団地と接続しています。さらに、この路線バスで拾い切れないエリアの移動需要を満たすために、鉄道駅を発着点、または経由地として、7路線のコミュニティバス網を設定しているという位置づけがございます。しかしながら、やはり近年の課題としましては、市内高齢者の——市内高齢化の進展によりまして移動にお困りの高齢者が市内各所で一斉に増えていることで、このコミュニティバス網でもエリア的に、または便数、ダイヤ的に移動需要を満たし切れてないという現状だと、これは認識しております。したがって、このコミュニティバスのさらなる効率化を徹底的に行うことは必要ではございますが、コミュニティバスを補完——あくまでも補完という立場になりますけれども、取手市の現状や将来推計に合った移動手段の検討が必要になる、というふうに考えております。以上です。

○海東委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。乗り合いのタクシーというのは、前回、染谷委員長の下での建設の委員会でもいろいろ議論されて、それで私も勉強させていただいた委員の一人なんですけれども、その辺との兼ね合いとか、すぐ行動できるものじゃなくて、やっぱりこういう計画でいろんなことを調査している——てからつくるということで、今のタイミングなんだと思ってるんで、ぜひともその辺のしっかりした研究をしていただいて、これからやっぱり高齢化が進む中での免許返納者に対しても利便性が確保できるようなルートとか、またこれはコミバスもそうですけれども、そういった策定を引き続きお願いしたいと思います。

それで3つ目なんですけど、路線バスの維持・確保という意味でなんですけど、一般質問での路線バスの廃止の可能性について触れられていましたが、藤代駅から桜が丘の路線は通勤目的の利用者が多かった昔と比べて、確かに利用者は減っているというのは、私も夜

とかあそこを通るので、乗ってる方の数とか見て確認することあるんですけども、桜が丘の住民にとっては、日常の生活を支える大事な移動手段であることは変わらないわけでございます。この路線バスを……

[岩井議会事務局主事ベルを1回鳴らす]

○佐藤委員 (続) 維持していくためには、これから現時点で考えられていることとか何か方向性として見えるものを、その辺のところをお答えいただければと思います。

○海東委員長 浅野部長。

○浅野都市整備部長 都市整備部、浅野です。お答えさせていただきます。この路線バスの維持・存続は、交通政策における最も重要な課題の一つだと考えております。路線バスは、早朝や夜間の移動需要を担っておりますが、それをコミュニティバスなどほかの手段で担うことは困難であり、路線が廃止されれば即市民生活に大きな影響が出てくるものと認識しております。現状、路線バスが抱えている課題といたしましては、少子高齢化による通勤・通学利用者の減少、運転手不足、資材・燃料費の高騰など様々ございますけれども、そういった課題を抱えている中で路線バス維持・存続に必要なことは、まずは今まで以上に市民の皆様に乗っていただくこと、この利用促進が最も重要であると考えております。それと合わせまして、コミュニティバスが路線バスの利用者を奪わないように、経路やダイヤにおいて重複を徹底的に避け、補完に徹することも重要だと考えております。

今回のコミュニティバスの改正で、東北部ルートにおいて桜が丘経路を廃止させていただいたのも、こういった重複を避ける目的がございます。運転手不足の問題については、これは全国的な問題であり、市町村単独でどうにかできる問題ではございませんけれども、運転手の確保に向けて、市内を運行するバス事業者に対して、できる限り協力をしていきたいと思っております。そして、これは一般質問答弁でもお答えしたとおりでございますが、路線廃止の可能性は喫緊の問題でございますので、一定の財政支援も早急に行っていかなければならないものと考えております。個別の路線に対してなのか、またはバス路線網全体に対してなのか、そういった支援の方法などにつきましても、現在検討に入っているところでございます。以上でございます。

○海東委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 御答弁ありがとうございます。路線バスに対する補助というのは、これまでもやってきたことだと思いますし、また、そこにまたさらにしていかなきゃならないという実情も分かります。そういった中でも、今やっぱり取手市は公共交通がすごく充実しているというイメージがほかの市よりもあるというのがずっと言われてきたことですので、今回のようなケースの中では、今後、この1路線1路線、いろいろ課題があると思うんですけども、やはりそこに柔軟に対応していただいて——ここまでやってるんだというところをしっかりと取手市の中で考えているというところを見せていただきながら、市民の皆さんに理解を……

[岩井議会事務局主事ベルを2回鳴らす]

○佐藤委員 (続) 得られて進めていくことをお願いしまして終わりにします。ありがとうございました。

○海東委員長 以上で、当委員会の付託議案外の質疑を終わります。

当委員会に付託された市長提出議案の討論に入る前に確認します。議会基本条例第11条第2項に委員会活動を中心に委員間討議を行うものとするがあります。委員間での自由討議が必要と思われる議案はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 ないようですので、討論・採決を行います。

次に、当委員会に付託された市長提出議案の討論・採決を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 討論なしと認めます。以上で、当委員会に付託された市長提出議案の討論を打ち切ります。

これより採決を行います。採決は議案番号順に挙手により行います。

議案第45号、市道路線の認定について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○海東委員長 全員賛成です。よって、議案第45号は可決しました。

議案第46号、市道路線の変更について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○海東委員長 全員賛成です。よって、議案第46号は可決しました。

議案第47号、市道路線の廃止について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○海東委員長 全員賛成です。よって、議案第47号は可決しました。

議案第54号、令和6年度取手市一般会計補正予算（第3号）（所管事項）について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○海東委員長 全員賛成です。よって、議案第54号のうち当委員会所管事項は可決しました。

以上で、当委員会に付託された市長提出議案の審査は全て終了しました。

この後は審査順序を変更し、正午頃までを目安に令和6年度第1回市民との意見交換会におけるご意見・ご要望の調査についての議事を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 異議なしと認め、審査順序を変更いたします。執行部の皆様は退席していただいで結構です。お疲れさまでした。

協議のため休憩します。

午前11時35分休憩

午前11時53分開議

○海東委員長 再開します。

それでは、令和6年度第1回市民との意見交換会におけるご意見・ご要望の調査についてを議題といたします。サイドブックスに意見交換会でいただいた御意見・御要望のうち、

当委員会の所管に属するものを掲載しております。5月29日の議会運営委員会における決定事項を申し上げます。各常任委員会における調査方法については、委員会を開催し、執行部に出席していただき委員全員で調査を行うことが決定しております。次の委員会の日程につきましては、執行部と調整し改めて御連絡いたします。

午後1時まで休憩します。

午前11時54分休憩

午後 1時02分開議

○海東委員長 それでは再開します。

これから請願の審査に入ります。加増委員より発言を求められていますので、これを許します。

加増委員。

○加増委員 私のほうからは、請願第1号に関連する内容で、図書館を核とした複合公共施設の整備に関する説明会・懇談会開催を要請した——市民の会の皆さんから要請した内容で、石塚教育長からの答えが出ておりますので、この内容を委員の皆さんにお配りしたいと思います。お願いします。

○海東委員長 委員長は、これを許可します。それでは、事務局より書面のほうを配付させます。

休憩します。

午後 1時03分休憩

午後 1時04分開議

○海東委員長 それでは再開します。

それでは、請願第1号、取手駅西口再開発事業に係る「図書館等複合公共施設整備計画」基本構想に関する請願を議題といたします。ここで報告いたします。請願第1号につきましては、207人の追加署名が提出され、代表者外535人となりましたので、ご承知願います。

本請願につきましては、請願提出者から、議会基本条例第5条第3項の規定による発言の申出があります。また、請願代表提出者以外の提出者が発言席に同席することを求められていますので、これを許可しております。ただし、発言は請願代表提出者のみとなりますので御承知おきください。なお、発言は申合せにより、1請願につき1回で5分以内となります。残り1分で一度ベルを鳴らします。5分たちましたら二度ベルを鳴らします。

それでは、遠藤さん、発言をお願いいたします。

○遠藤請願提出者 提案理由の説明を、ちょっと委員長に要請したいと思います。

○海東委員長 それではどうぞ。

○遠藤請願提出者 私たちが出したこの請願第1号は、教育委員会の所管事項でもあるわけですね。今日はこの場に教育委員会の関係者というか、そういう方はいらっしゃる。呼んであるんですね。——分かりました。

じゃあ請願の1号について、提案者として説明をしたいと思います。事前に事務局を通じて資料配付要請をお願いしてありますけれども、これは届いておりますか。——私たち

の請願の請願事項は、ここにも書いてありますとおり、「取手駅西口再開発事業に係る「図書館等複合公共施設整備計画」基本構想は、市民の声を十分反映し、将来を見据えたしっかりした図書館行政計画に基づいたものとする」と、これが私たちの請願事項です。なぜこういうことを請願したのかと言いますと、御手元に請願の原本が行ってると思い—写しが行ってるとお思いますので、これは重複しないで。実は—賢明な議員さんだから、社会教育関係の法律等については当然、熟知されているとは思いますが、今回の請願に当たって私たちは、社会教育というのは市町村の基本的な任務なんだということを確認していただいて、社会教育法あるいは教育基本法の中には、「すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない」、社会教育法3条ではこう規定しています。つまり図書館というのは、やっぱり地域にあって、いつでも誰でもが自由に利用できる、そういう立場にある、そういう図書館だということをまず押さえていただきたいのと、そういうことを—環境を醸成する仕事は市町村の役割なんだと。で、次に、図書館というのはどういう役割を持っているかということですが、ユネスコの公共図書館宣言2022の中でも述べていますけれども、「積極的に新しい利用者にも手を差し伸べ、実効ある聞き取りによって、地域の要求を満たし生活の質の向上に貢献するサービス企画を支援する。人々の図書館への信頼に応え、地域社会への積極的な情報の提供と啓発が公共図書館の目指すところである」と書いてあります。言いたいことは、公共図書館というのは地域社会を育むものであるということが、大事なことだと思います。そのために、やっぱり図書館の運営と管理に当たっては、住民を参加させる、住民の意見を十分聴くということが重要だと思います。公共図書館宣言の中でも、地域社会の要求に対応して、目標、優先順位及びサービス内容を定めた明確な方針を策定するために、地域についての知識と住民参加の重要性、意思決定には……

[岩井議会事務局主事ベルを1回鳴らす]

○遠藤請願提出者 (続) 地域社会の関与がなければならない、とうたわれています。こういう観点から、調布市の図書館では、請願書にも書いておきましたとおり、「本館・分館を、「どこでも」歩いて10分で利用できる、800メートルに一つ、人口2万人に一つ、小学校区2つに一つの図書館網を作っています」、こういう考え方が非常に大事だと思います。そのためには、法に規定されている社会教育委員の会議、これはどういうことをやるかということ、社会教育に関する諸計画を立案することが任務になっています。それから、図書館には図書館協議会を設置しなさいと言っています。こういう機関を経ないで、議論をしないで、今回こういう基本構想を……

[岩井議会事務局主事ベルを2回鳴らす]

○遠藤請願提出者 (続) 進めようとしているのは、大変遺憾じゃないかと思っております。以上です。

○海東委員長 ありがとうございます。以上で請願提出者の発言が終わりました。これから、請願提出者に対する質疑を行います。質疑のある委員は挙手願います。加増委員。

○加増委員 私の方からは、請願趣旨の中で、図書館が高齢者社会だからこそ、今その居場所を見いだしていると、そのような内容が載っています。また、むのたけじさんの言葉を例に出されておりますが、図書館の社会教育施設として、役割、その図書館の在り方、もう少し詳しくお話しいただけますか。

○海東委員長 遠藤さん。

〔「それ質疑じゃないよ」と呼ぶ者あり〕

○加増委員 でも、いかがですかということ……。

〔「質疑じゃないよ、ただ説明求めているだけじゃないですか」と呼ぶ者あり〕

○加増委員 じゃあ言い方、変えます。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 図書館の社会教育施設としての役割、図書館の在り方について、どのように考えていますか。詳しくお願いします。

○海東委員長 遠藤さん。

○遠藤請願提出者 図書館というのは、お配りした資料にも書いたけども、社会教育のための機関なんですね。一般的には、施設、施設というけれども、単なる建物を造ってそこで機能が果たされるものではなくて、社会教育をネットワークとしての教育機関——いわゆるシステムとして置かれている。このことが非常に大事であって、私たち社会教育というのは、私たちが実際生活で生きていくために必要なあらゆる情報をやっぱり図書館に求めている。図書館は、地域にある様々な住民の要求に応えられるような情報を収集する義務もあるし、そういう施設を利用することによって住民は、私たちの実際生活をもっともっと豊かにできる、そういう関係にあるものだと思いますので、私は社会教育というのは、国民が自ら実際生活の場で学習、文化、スポーツ活動を行って、地域の——この行政の主権者として、そして人間として教養を高めて自己を形成する。そういう自己教育活動そのものが私は社会教育だと、それを奨励、援助するのが行政の役割だと、こういうふうに思っています。以上です。

○海東委員長 本職より申し上げます。この本請願は、複合公共施設整備計画の基本構想に関する請願であります。ただいまの質疑は、図書館に関する質疑だと思います。本請願に合わせた、あまり図書館のことに偏らないような質疑のほうをお願いしたいと思います。加増委員。

〔「これは喫緊の構想じゃないの、違うの」と呼ぶ者あり〕

○加増委員 分かりました……

〔発言する者あり〕

○加増委員 (続) 市の、取手駅西口駅前に図書館を核とした複合公共施設の整備を目指すとの発表があって、多くの皆さんは、えっというように思われたと思いますが、駅前に図書館を核とした複合公共施設、これを集中させるだけで図書館機能が図れるのか、地域において知見を得る窓口である公共図書館として役割が図れるのか、多くの方心配されていますが、どのように考えてますか。

○赤羽委員 加増さんの意見を述べる場所じゃないよ、今は。質疑だよ。

○加増委員 だから、どのように考えておりますか……

〔「今の質疑じゃ分かんないよ」と呼ぶ者あり〕

○加増委員 (続) 心配されていますが、どのように考えていますかという質疑です。

○海東委員長 遠藤さん。

○遠藤請願提出者 私たちの請願の趣旨が書いてあるとおり、図書館の計画をつくるに当たっては、将来を見据えてしっかりした図書館行政計画に基づいてやってくださいよというのが、請願の事項です。だからそれは、図書館行政というのはどうあるべきか、本館とか分館はどういうふうにネットワークとして組み立てるのか、あるいはどのぐらいの地域に造るのか、そういったものを含めた図書館行政を進めていく上での計画、そういうものをやっぱりきちんと煮詰めた上で、こういう構想をつくってほしいと言ってるわけですね。

〔「図書館はここじゃないし」と呼ぶ者あり〕

○加増委員 教育委員会も一緒に呼んでるということでしょう……

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 (続) その前提でしょうよ。

〔「呼んでても所管事項じゃないでしょうよ」と呼ぶ者あり〕

〔「建設経済のことだから」と呼ぶ者あり〕

〔「総務でやらなきゃいけないことを建設経済で結論出してもおかしい」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 議運の中で教育関連……

〔「自分でここにと言ったんでしょよ」と呼ぶ者あり〕

○加増委員 (続) この図書館との関連もあるので、教育委員会もここには同席するというような議運の中で話がありましたよね。

〔「紹介議員からお願いしてます」と呼ぶ者あり〕

○加増委員 紹介議員からお願いしたということで、参加されてますよね。

〔「議運中ではないよ」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 加増委員。

〔「議運で決まってないよ」と呼ぶ者あり〕

○加増委員 失礼いたしました。議運で決まっていなければ、先ほどの遠藤さんの最初のお話の中で、図書館——教育委員会も参加されてますかと言ったら、参加してますとおっしゃいましたよね、だからそういう前提で私は聞いたんですが。

〔「議事進行上の発言」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 赤羽委員。

○赤羽委員 加増さん、この請願は、取手駅西口再開発事業に係る「図書館等複合公共施設整備計画」基本構想に関する請願ですから、図書館の中身の請願じゃないんです。図書館制度の請願じゃなくて、図書館を含む共同ビル化、再開発ビルに対する請願というふうに我々は受け取ってますので、図書館の中身をどうするかは、これは教育委員会のほうでまた後ほど別の機会に、どんな図書館を造ったらいいのかというのは、これは遠藤さんの御意見はこういう図書館を造るべきだという御意見だと思うんですよ。社会教育学の御専

門の方ですから、図書館に対するいろいろな思いもお持ちかと思えます。ただ我々は、この取手駅西口の開発に係るこの施設の設置について請願を受けたと思って、今この建設経済常任委員会に付託して審議しようとしてるわけです。ですから、図書館の中身については、ここでは審議する場ではないんですよ。

○加増委員 あまり深めてないです。

○海東委員長 本職より申し上げます……。

○加増委員 深めてないですよ、図書館についてどうのこうの。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 この請願は、遠藤さんが説明されているように、図書館の在り方、将来こうあるべきだという内容を含めているのと同時に、この図書館をどこに造ったらいいか、その場所を……

○海東委員長 細谷委員。マイクをお願いします。

○細谷委員 (続) 失礼しました。この請願は、図書館のあるべき理想を求めている内容もあるのと同時に、もう1つとしては、図書館というのはどういう場所に配置したらいいのかという2つの側面があると思うので、この請願の中でもある意味、この理解できる、小学校区に2つとか……

〔「入れて」と呼ぶ者あり〕

○細谷委員 こういう点で——そういうところについては、十分この建設経済の中で審議できると思うんで、この請願を本当に生かす意味で、図書館の在り方の話については切り分けて、この図書館を再開発ビルに造ったほうがいいのか、あるいは小学校区に2つ造るとか、もっと違う在り方がいいのか、これをお聞かせいただいたり、そういう審議だったら十分この委員会のできるかと思うんで、そのような進め方にさせていただければというふうに思います。

○海東委員長 ただいま、赤羽委員と細谷委員から御発言がありました。本請願は、先ほども申しあげましたけれども、複合公共施設整備計画の基本構想に関する請願でありますので、この請願をそのまま総務委員会のほうに渡してしまっても、中身、審議はなかなか難しいと思います。なぜなら、公共施設の基本構想に関する請願ということでもありますので、この本請願につきましては当委員会のほうで審査のほうはさせていただきたいと思えます。で、その請願の可否にかかわらず、もし図書館のほうのお話をされたいということであれば、改めまして、遠藤様、また同席されている方、また遠藤様と近い方々と御検討された上で、総務委員会のほうに提出をしていただきたいと思います。あくまで本請願は、複合公共施設の整備計画に関する基本構想の請願ということでもありますので、これ「図書館等」ということでもありますので、この「等」というのは図書館などということでもあります。複合施設には図書館だけではありませんので……

〔「図書館をなめてんの、傍聴者何人も聞いているのに審議しないで」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 (続) 恐れ入ります。ぼう……。

〔「その中身も審議しないで」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 発言のほうは、申し訳ありません。

〔「退場になったほうがいいんだよ」と呼ぶ者あり〕

〔「そういうこと聞くんでしょうよ」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 あくまで本請願はこの内容に沿った形で、あまり図書館に偏らないような内容で質疑のほうを加増委員に進めていただきたいと思います。

加増委員。

○加増委員 いろいろ出されましたけれども、この市が発表したのは取手駅西口駅前に図書館を核とした複合公共施設の整備を目指す、これが出されたんです。そうすると誰も思うことは、「図書館も」というのは思うことだと思うんです。そういう中で、駅前に公共施設としてその図書館を含めたという発表を見て、本当に駅前のにぎわいがこれで行けるのかというような疑問だと、多くの方がおっしゃっているわけですから、その点についてどうですかと、請願者の御意見をいただきます。質疑です。

○海東委員長 遠藤さん。

〔「質疑が難しいです」と呼ぶ者あり〕

〔笑う者あり〕

○海東委員長 遠藤さん。

○遠藤請願提出者 よく請願事項を読んでもらいたいんだけど、公共施設等整備計画基本構想そのものをももちろん問題にはしているけれども、その中心にある、駅前に図書館を持ってくるよという構想について、もう少しよく考えましょうよと、検討しましょうよ、そういうものを含めて基本構想について関わってるわけだから、図書館問題を抜きにして語るわけにいかないわけ。それで私たちは、都市計画整備課とヒアリングをやったこともあるんですけど、ああいう広報にいきなり出されましたよね。図書館を核とした云々という記事を取手市報に出しましたね。あれを受けてみんな、えーっ、図書館が駅前に建つの、取手図書館を廃止してあそこに持ってくるのという、こういう議論になっているわけ、一般の住民は。もちろん赤羽さんが言うとおりの、その他の公共施設も含まれてはいますよ。だけど、それは付け足しであって、当然、駅前のにぎわいの活性化のために、図書館を言わばメインにしてそういうものを造ろうとしている、そんな基本方針というのは明らかじゃないですか。だから図書館問題をもっと慎重に、図書館行政計画をきちんと立てて基本構想に入れてくださいよ、こう言ってるわけなんで、関連がないわけではないわけですよ。それで、都市計画課とのヒアリングでも分かったことなんだけど、いわゆる都市周辺整備課……

〔「駅周辺かな」と呼ぶ者あり〕

○遠藤請願提出者 (続) 庁内横断的な組織である取手駅周辺再生本部が、これを関係者と打合せしてまとめたんだと。この過程の中には、図書館協議会の正式な会議も招集されてないし、さっきも申し上げたように、社会教育委員の会議で社会教育計画の策定についても議論をされた経過もないわけね。だから、それじゃやっぱりまずいんじゃないの、ということを提起しているわけです。以上。

○海東委員長 加増委員。

〔「委員長、議事進行上の発言」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 申し訳ないんですけど、少し質疑を分かりやすい質疑にさせていただいて、一問一答じゃないんですけども、していただかないと答えが分からない。

〔「はぐらしているから」と呼ぶ者あり〕

○染谷委員 (続) 質疑内容も分からないし、答えも分からなくなるので、もうちょっと分かりやすい質疑してください。

○遠藤請願提出者 ほとんど分かるんだよ。

〔笑う者あり〕

○染谷委員 そりゃ、あんたつくっているからじゃないの。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 市長と教育長に、市民の会の方は説明会開催を要請しました。しかし、今日皆さんにお配りしたようにこのような内容なんですけど、請願者はこの回答を見てどんな感想をお持ちだったのでしょうか、お聞かせください。

○海東委員長 遠藤さん。

○遠藤請願提出者 繰り返しになりますけれど、図書館の職員自体も寝耳に水、初めてあれを見て知ったとか、まああまり内部のことは言いたくありませんけども、図書館協議会の委員さんも、いきなり土浦の図書館に視察に行かされたということも聞いてますけども。

〔「行かされた」と呼ぶ者あり〕

○遠藤請願提出者 でも正式に、やっぱりそういう議論を経ていないということについて、教育委員会は何かそれに対して、自分に関係ないみたいな立場にいるというのは、非常に私は教育行政の責任者としておかしいんじゃないかと思うんですね。もっと積極的に、所管事項なんだから、教育委員会としてもそれなりの対応をしてほしいと私は思いますよね。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 最後ですが、指定管理者制度導入について伺いますが、基本構想はまだできておりません、今策定中ということですが、担当課から伺いました。図書館の指定管理導入を決めていることについて、図書館運動を進められてきた立場として請願者はどのように感じますか、お伺いします。

○海東委員長 遠藤さん。

○遠藤請願提出者 いっつき非常にはやって、図書館を指定管理者制度にする。これは例えば近隣では、守谷でも実際やりましたよね。

〔「今は指定でも回してしのいでるんだよ」と呼ぶ者あり〕

○遠藤請願提出者 何ですか。

〔「指定」と呼ぶ者あり〕

〔「市が指名してきたことなんだから、しょうがないでしょうよ」と呼ぶ者あり〕

〔「今の話は閉会後の……」と呼ぶ者あり〕

○遠藤請願提出者 いや、基本構想の中に……。

〔「我々議決も何もしないのか」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 遠藤さん。

○遠藤請願提出者 基本構想の中に書いてありますよ。指定管理者制度でやりますと。

〔「でも、それまだ議会に上がってきてないんだ」と呼ぶ者あり〕

○遠藤請願提出者 いや、だから、そういう決定をするのに議論を経てくださいよと言ってるわけですよ。指定管理者制度については、賛否両論あることは確かです。でも、私一番問題になるのは、結局、場合によっては3年、5年という契約期間あるんだけど、そこに働く図書館司書、あるいはその他の職員、人件費が当然あるわけですよ。そういう人たちは年々、給料は上がっていくだろうと思われる。そうすると、市が指定管理者に契約するときのいわゆる予算、財源、これがじゃあ年々プラスして上がっていくか、そういう見通しがなかなか現状ではないんですね。だから、せっかく指定管理者制度を取り入れてやった守谷の市立図書館でも、元に戻しているわけですよ。結局、予算が、指定管理者になっちゃうとその示された——与えられた予算の中で運営せざるを得ないわけだから、翌年また人件費を増やすというわけにもいなくなってくる。そうすると、職員を減らしていく、サービスが低下していく、そういうことの悪循環にはまっていくのが普通だと思うんですね。だから私は、指定管理者制度そのものは、基本的には反対ですけどね。

○加増委員 あと何分。

〔「あとないよ」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 残り1分9秒です。

加増委員。

〔「1分もないよ、すぐだ」と呼ぶ者あり〕

○加増委員 この署名を多くの方々から寄せられているんですが……

〔岩井議会事務局主事ベルを1回鳴らす〕

○加増委員 (続) この署名活動の中で、突然と説明会もなく打ち出された計画発表について、御意見はどのような声が寄せられていますか。

○海東委員長 遠藤さん。

○遠藤請願提出者 取手市の行政というのは、本当に住民の意見を聴かない、トップダウン。申し訳ないけど、それを甘んじて、それをすいすいと通してしまう議会、私は議員さんの責任ももちろんあると思うけどね、本当にもっともっと住民の意見聴いてくださいよ。今回の問題だって、図書館を実際やってるその当事者ですら、「えーっ初めて聞いた」と、そういうような中で行政をやっていくというのは、やっぱりまずいんじゃないかと思うね。

〔「そうだ」と呼ぶ者あり〕

○遠藤請願提出者 (続) 以上。

○加増委員 委員長、終わります。

○海東委員長 そのほかありませんか。

細谷委員。

○細谷委員 請願提出者にお聞きいたします。問題をちょっと整理しなくちゃいけないと思うんですけども、今、遠藤さんがおっしゃっていただいた理想的な在り方、こういう手続を踏めば——踏んでないと言われましたけども、そういう手続を踏んで、あるいは理想

的な図書館像を示していけば、再開発ビルに図書館を配置するということについて賛成なのかどうか、お聞きします。

○海東委員長 遠藤さん。

○遠藤請願提出者 もう何回か繰り返しているように、当然議論があって、住民の気持ちとしても駅前に造ることでいいんじゃないのということになればさ、それを反対することはないですよ。

○細谷委員 そうですか。

○遠藤請願提出者 (続) うん、ただ、そこに至るまでの過程を……

○細谷委員 いや、だから、それはちゃんとやっていくという前提ですよ。

○遠藤請願提出者 (続) きちんとやりなさいよということです。

○細谷委員 そうですか。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 そうすると、遠藤さんがお書きになってました、小学校2つに1つぐらいの図書館、800メートルに1つぐらい、歩いて10分、これとの整合性はどうなりますか。

○海東委員長 遠藤さん。

○遠藤請願提出者 議論の中で、今度造る——駅前に造るとする図書館はどういう位置づけの図書館なのか。例えば、取手市の本館として集約するのかどうなのかという問題もありますよね。それから、さっき言ったように、調布市の例もあるように、やっぱり図書館というのはできたら身近なところにあってほしい。だから、それは分館でもいいわけですよ。そういう配置計画をきちんとみんなで考えて、その上で駅前に今度造りましょうというんだったら、住民は納得するんじゃないですか。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 駅前に図書館を配置するということについて、いろいろな条件があったとしても、それをクリアすれば賛成だという、都市整備部にとっては力強い発言だったと思います。

[笑う者あり]

○細谷委員 今ある図書館——市民会館の前にある図書館、これを移転すると——移し替えるということについては、お考えはどうでしょうか。

○海東委員長 遠藤さん。

○遠藤請願提出者 だから、それは繰り返しになるとおり……

[「本館、分館は置かないの」と呼ぶ者あり]

○遠藤請願提出者 (続) だから、そういう配置計画をやっぱりみんなで考えましょうよ。今の図書館が老朽化して手狭になってるというのは事実だから、それに対する住民の不満あるのも知ってますよ。だけど、だからといって、あそこを廃止して駅に建てるというふうな理由には直結しないと思うし、今の取手図書館を改造——改修することだって一つの方法もあると思いますね。それともう一つ心配なのは、結局、図書館をなぜ造るのかというその理由は、駅前ににぎわいを取り戻したいという、その思いがあってこういことになっているんであって、そういう図書館を何か、駅前ににぎわいに役に立つための便

宜的なターゲットとして図書館が使われているような気がして、私はならないわけ。そんな甘いもんじゃないんじゃないですか。しかも、あそこにはリボンビルの中にパチンコ店もありますよね。風俗営業法の関係もあって、果たして教育文化施設がその近くにあっているのかという問題もクリアしなきゃならないね。そういうことも含めて十分検討しましょうよと、してくださいよと。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 だんだんかみ合ってきたと思います。なぜ造るのか。私が聞きたいのは、再開発ビルになぜ図書館を求めるのか、ここなんですよ。遠藤さんが言われたいろんな条件、いろんな整備計画などを見直して、これだというのは市民の——こういう図書館を造ろうという市民の総意が決まったとして、なぜ再開発ビルに入れなくちゃいけないのか、ここについてお考えを聞きたいと思います。

○海東委員長 遠藤さん。

○遠藤請願提出者 そこが分からないんですよ、私は。結局、にぎわいを取り戻すためのあれこれ考えた末に、ああそうだ、取手図書館が今こうなってるから、これをうまく利用してという、そういう単純な発想にあったんじゃないかというふうに思わざるを得ないんですよ。

〔「失礼な」と呼ぶ者あり〕

○遠藤請願提出者 いいですか、土浦の図書館、確かに駅前に造りました。私も調べましたけど、開設当初は、かなりの人数が図書館を利用しました。でも、翌年あるいはその次の年辺りになると、かなり減りました。最近また取り戻しつつありますけど、開館当時の利用者数はまだ到底いかない、20万人ぐらいに到達していません。そういうこともありますから、それと後でこれ第2号の請願でも言いたいと思ってたけれども、再開発事業をやって今のリボンとりでができていくわけでしょ、しかも、上に空き部屋がある。そういう今までの苦い経験、そういうものをやっぱり十分検証した上で再開発事業に取り組んでもらいたい。以上。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 ですから、そういう危険性がある再開発ビルだという御認識ありながら、なぜ図書館を入れるということについて賛成ということになるんですか。

○海東委員長 遠藤さん。

○遠藤請願提出者 十分議論を尽くして、その上で、じゃあいいだろうというなら、私だってそれは認めますけれども。

○細谷委員 そうですか、よかったです。

○海東委員長 よろしいですか。

○遠藤請願提出者 やみくもに反対してるわけじゃないんだよ。

○海東委員長 そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 なしと認めます。これで、請願第1号の請願提出者に対する質疑を打ち切ります。請願代表者の方々は、一旦、傍聴席のほうに御移動ください。委員から執行部へ

の確認を行った後、請願第2号の審査を行います。

それでは、請願第1号につきまして、執行部に確認したいことがある委員は、挙手願います。

[挙手する者なし]

○海東委員長 なしと認めます。これで、請願第1号の審査を打ち切ります。

次に、請願第2号、取手駅西口A街区再開発事業の再検討を求める請願を議題といたします。ここで報告いたします。請願第2号については、213人の追加署名が提出され、代表者外541人となりましたので、ご承知願います。

本請願につきましては、請願提出者から議会基本条例第5条第3項の規定による発言の申出があります。また、請願代表提出者以外の提出者が発言者席に同席することを求めていますので、これを許可します。それでは遠藤さんと同席の方は、請願提出者席にご移動願います。

改めまして申し上げます。発言は、請願代表提出者のみとなりますので、御承知おき願います。なお、発言は申合せにより1請願につき1回で5分以内となります。残り1分であれば1回鳴らします。5分たちましたら、2度ベルを鳴らします。

それでは遠藤さん、発言をお願いいたします。

○遠藤請願提出者 提案理由の説明ですけれども、私たちの請願事項は2点です。1つは、北土地区画整理事業は、速やかにまず完了させること。この場合の完了という意味は、基盤整備工事を全部終わらせるということと、地権者に所有の土地をきちんと分けて、その人が使用収益を開始できる、そういう状態にすることを完了と言っています。それから2つ目は、このA街区再開発事業は、再開発ビルへの公共施設整備計画の可否を含めて、市民の意見を十分聴取し、図書館協議会や教育委員会にきちんと諮るなど、必要な手続を踏んだ上で、市の財政支援は適切なものとなるように配慮して——なるように計画を再検討してもらいたいというのが、私たちの請願事項です。

これは、長いこと区画整理事業をやってきましたけれども、もう莫大な公金がこれに投資されていった。219億円を超えるような巨額な額がありましたよね。しかも、三十数年にわたる長期にわたって、補償費も最終的には九十数億円まで、中間補償費、生まれています。こういうことをやっぱり繰り返してはいけないわけだから、十分それを検証して、まずこの事業を終えること、これが非常に大事ではないか。それから今後A街区開発事業については、できるだけ市の持ち出しが少なくなるように、限りなくゼロになるようにして、これにあまり過大な投資をしないように済むようにやっていただきたい。どうも常識的には、8名の地権者のために、計画では70億円、80億円の公金をこれに使おうというわけでしょう。冗談じゃない、と思いませんか。しかも、東急ビルの例にあるとおり、一旦失敗してんだよね。そういうことも含めて十分総括して、繰り返しになりますけど、市の持ち出しができるだけ少なくなるような、そういう事業計画を進めてほしい。これが私たちの趣旨です。これを調べていて分かりましたけど、再生——リボンとりでのリボンというのは、英語の「Re-born」——再び生まれるという、誰かが——非常に頭のいい方がつけたんですね。それで片仮名でリボンビル、再生を込めてリボンとりでになった

んですけど、いまだ再生できていない。そういうこともきちんと総括していただきたい。取手市の人口はますます減っています。2018年、10万7,000人、合併……

〔岩井議会事務局主事ベルを1回鳴らす〕

○遠藤請願提出者 (続) したときには11万3,000人、ところが今年の4月1日現在では10万6,000人、減っています。取手駅の利用乗車人数も、2011年度では5万9,000人だったのが、2021年には4万2,000人にまで減っています。乗車——JRの利用者ですね。こういった時代背景、しかも桑原に大商業施設を誘致するというんでしょ。ますます駅で買物する人、増えないんじゃないですか。そういうことまで、やっぱりちゃんと考えて再検討してほしいと思います。以上。

○海東委員長 以上で、請願提出者の発言が終わりました。

これから、請願提出者に対する質疑を行います。質疑のある委員は挙手願います。
加増委員。

○加増委員 西口開発なんですけど、これまで区画整理事業が32年間経過してきました。そして今年度——令和6年度末で整備を終わり、令和8年度で全て完了というのを担当課から伺っております。ですから、ここの請願事項にあります①、これについては速やかに完了ということで、もうあと一、二年ということでは伺っておりますが、この区画整理事業に要した経費が219億円と発表されております。その中で補償費は約半分と担当課からも示されておりますが、率直な御意見——西口開発について、こういうお金の使い方でのいいのか、それについて伺い……

〔「区画整理で219億か」と呼ぶ者あり〕

○加増委員 (続) だから区画整理事業——ごめんなさい。区画整理事業について、御意見をお聞かせください。

○海東委員長 遠藤さん。

○遠藤請願提出者 先ほども申し上げたとおり、長期にわたって公金の219億円。こういったお金の使い方によって結局、取手市民の様々な住民からのいろんな要求が実現してないわけですね。理由としては、もう財源がないという理由で拒否されているわけなので、やっぱりそういうことにはまってしまったということをよく総括して、反省して、こういうことが繰り返されないようにぜひお願いしたい。それと、私も思うんですけど、今年度中に区画整理事業が終わろうとしている中で、もう今年の秋には再開発事業の都市計画決定までやっちゃおうというスケジュール、——これは、ちょっとおかしいと思いませんか。そういうことをやるから補償費がまた発生する可能性もあるわけですよ。だから、とにかく一旦決着をつけるということ。その上で改めて再開発に取り組む。こういう立場は大事なんじゃないでしょうか。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 ありがとうございます。この民間で行うマンション計画、これは再開発事業なんですけど、その中に図書館等を導入するということが発表されました。この再開発事業で、総事業費の6割を超える税金が、この事業の中に入っていくんですけど……

〔「6割……」と呼ぶ者あり〕

○加増委員 (続) 6割を超える税金投入、明らかにされているのはそれだけですよね、80億円近くですよね。この請願は批判的ではありますが、財政的なことで皆さんから寄せられた声を紹介してください。

○海東委員長 遠藤さん。

○遠藤請願提出者 それも繰り返しになりますけれども、私は取手市の駅前のにぎわいを取り戻すというためには、あそこに何か造ることではなくて、やっぱりこの取手市に住んでよかった、あそこに移住してみたい、そういうふうに思われるような取手市内をもっときちんといいものにしていく、そういうことによって生まれるんであって、さっきも言いましたけど、桑原のほうにまた大型の商業施設を誘致するなんていうこと。何で、ちぐはぐなことをやりながら——やろうとしているのか本当に分かりません、本当の狙いが。もっと取手市を住民にとって住みよいものに変えようじゃありませんか。その一つがやっぱり社会教育施設であり、私は図書館だと思うんです。以上です。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 請願事項の②の中の(ロ)の中に、事業計画の再検討をすることが求められております。これまで私も議会の中で、この西口開発——再開発事業についても、何年も何年も繰り返し一般質問で取り上げてきましたが、対案を示せという方もいらっしやいます。が、仮にですよ、仮に請願者の遠藤さんがお持ちになっている対案としてお考えあれば、お聞かせいただきたいんですが。

○遠藤請願提出者 再開発事業ですか。

○加増委員 ええ。

○海東委員長 遠藤さん。

○遠藤請願提出者 私の感覚から言えば、8名の地権者のために、公金70億円、80億円をかけるだけの事業をやる必要があるのか。組合施行であれば、やっていただくのはこれしようがないけれども、取手市民がその実態を聞いたら怒り心頭になるんじゃないの。もっと身近なことでいろいろ困ってることたくさんあるわけだもの。それと都市計画課とのヒアリングをやったときに、これは詭弁だと思うんだけど、都市計画審議会にかける議案は再開発事業についてだから、再開発事業の中に入る公共施設等の基本構想というのは、別に説明するものではないと——都市計画審議会には、そういうことを説明するものではない、そういう区分けをしているんですよ。これも、そーんなこと、あり得ないじゃないですか。住宅棟と非住宅棟、建てますよ、非住宅棟には公共施設等を入れますよという計画があるわけだから。全部を総体として再開発事業ではないのかと思うんだけど、都市計画課の職員のこの前のヒアリングでは、そこを分けてそういう説明を——再開発事業本体の都市計画決定手続と公共施設整備のプロセスは別の手続であると説明してるんですよ。そんなことあり得ますか。こういうやり方に非常に不信感を持っています。以上。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 ありがとうございます。本当に請願者の遠藤さんの怒りと思うところ、すごく強く感じるんですが、やはりきちんとした担当課、そことのヒアリングもなく、説明もなく、そういうない中で広報に発表したということで、再開発事業もやりますが、その中

の公共施設として入れていきますよと説明されている中で、その際、説明するものではないという市の姿勢は本当に遺憾だと私も思っております。これから取手市がどう進んでいくのか。住民にとって住んでいてよかったと思える町になっていくのか。今、本当にこれについて分かれ目だと思うんです。ですから、それにしっかり応えるべき取手市であってほしいと思うんですが、その考えについてはどのように思っていますか。

○遠藤請願提出者 全くそのとおりですね。

○海東委員長 遠藤さん。

○遠藤請願提出者 全くそのとおりで、さっきから何回も言っているとおり……

○加増委員 それ、言わなきゃ分かんないから。

○遠藤請願提出者 (続) もっと時間をかけて——まず一旦、区画整理事業を終わらせて、その上でまたスタートするんだって遅くないんじゃないのかな、と思います。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 本当に取手市は再開発ありきなんです。住民のことも生活のことも後回しに、これまでしてきたんですよね。そういう姿勢は改めるべきと、改めて私からの意見を申し上げて、以上質疑を終わります。

〔「最後、質疑じゃないじゃないの」と呼ぶ者あり〕

○加増委員 終わります。

○海東委員長 そのほかありませんか。

細谷委員。

○細谷委員 今、請願者と加増さんの……

○海東委員長 細谷委員。マイクを。

○細谷委員 (続) すみません。今、遠藤さんと加増さんのやり取りをお聞きしました。私もかなり遠藤さんに近づいてきてるんですけども……

〔笑う者あり〕

○細谷委員 市の持ち出しをゼロにしろと。

○遠藤請願提出者 できるだけね。

○細谷委員 できるだけね。これは私も非常に大賛成なんですけれども、しかし図書館を配置すると——入れるとなったら、これどのぐらいかかるか御存じでしょうか。

○海東委員長 遠藤さん。

○遠藤請願提出者 図書館にかかる費用ですか。私は分かりません。ただ、説明書では40億円、50億円の数字を入れてますよね。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 市の持ち出しゼロと、その40億円、50億円のお話を、どのように遠藤さんの中では整合性取られていますか。

○海東委員長 遠藤さん。

○遠藤請願提出者 これは私の提案なんだけど、今回の再開発は、今までの行きがかりもあるから、25階建ての住宅棟、これはいいだろうと。その脇に非住宅棟——5階建ての住宅棟？商業棟？を建てる。そこはちょっと保留して、あそこを一旦更地にして——非住

宅棟部分の面積を更地にして、場合によっては臨時駐車場ぐらいにして——駐車場を経営して、で、何年かたって、やっぱりあそこに図書館が欲しいよということがあれば、そこからスタートでもいいんじゃないか、何も一遍に全部やらなくたっていいんじゃないか、と思います。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 遠藤さんは、市民の声は大変聴かれてこのような請願になったと思うんですが、地権者の声は聞かれていますか。

○遠藤請願提出者 地権者の声を聞いたことはありません。

○海東委員長 遠藤さん。

○遠藤請願提出者 地権者に聞いたかと言うんでしょ。地権者には聞いたことないです。お会いできないから。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 今回、8人の地権者に公金投入はいけないというような御発言だったと思うんですが、これ何人だったら了解されるんですか。

○海東委員長 遠藤さん。

○遠藤請願提出者 8人になったというのは私の責任じゃないんだよね。もともと二十数名いた地権者が抜けてって8人になったんでしょ。その8人になったことに対して、私は何ら関係ないし、その人の意見を聞いたこともありません。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 地権者全員だったら了解ということで、よろしいんですか。

○遠藤請願提出者 えっ。

○海東委員長 もう一度お願いします。

○細谷委員 8人だから駄目だと言われましたよね。これが地権者全員だったら了解するということでよろしいんですか、公金投入のこと。

○海東委員長 遠藤さん。

○遠藤請願提出者 当初の地権者全員ということですか。——そういう意味でもありません。

○細谷委員 この意味がよく分かんないんです。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 すみません。この8名の地権者のために公金投入することが駄目だという、この理由が分からないんです。ここを教えてください。

○海東委員長 遠藤さん。

○遠藤請願提出者 だって市民の感覚からいけば——市民は、だって10万人もいるんだよ。そのうちの8人の地権者のための事業をさ、取手市が率先して公金まで入れてやるなんていうことは、ちょっと普通の常識で考えたっておかしいと思わないですかね。やりたければ、8人の地権者だけでやればいいじゃないですか。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 再開発ということに御理解いただいてないようなんですけど、あそこにでき

る再開発ビルができた——できたとすれば、そのビルを市民も共有して使わせてもらうというスペースができるんですよ。そういう市民も、その施設を共有するがゆえに公金を入れるんですよ。ですから、8人だけでやれという話でいくとすれば、市民はもう全く遮断する——されても何も言えないということになるんです。それじゃあ取手の発展、ないじゃないですか。その再開発ビルに、市民も共有して使えるスペースを配置してもらうというがゆえに公金を入れるということなんですけども、この御理解、いただけませんか。

○海東委員長 遠藤さん。

○遠藤請願提出者 そもそも法律見てください。再開発事業というのは、ある地域の中に住宅なり商業施設があつてごちゃごちゃしてて発展がないから、それを一旦更地にして、区画を整理して、今度は立体的に土地を利用しようというのが、再開発の目的ですよ。そういう点から言うと、区画整理事業で全部更地にしてその土地に改めて再開発事業を行うということが、私は法律的にはどうなのかという疑義を持ってるんですよ。本来は、そうじゃないですか。ごみごみしているこの地域をきれいにして、今度は立体的に活用しようというのが趣旨でしょ。それを、区画整理事業という事業を使ってまず更地にして、何も無いところに開発ビルを造るんだったら、それは単なる開発事業でいいじゃないですか。そこに再開発事業というふうに言う以上は、どうしても公が関わらざるを得ない、法律的に、そうだと思います。だから、公、いわゆる取手市は、できるだけ少なく済むような関わり方をしてもらいたいというのが請願の趣旨ですよ。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 再開発事業は、それは地権者だけの所有じゃなくて、10万市民もそこに利用させてもらう——利便性を享受したいということで都市計画決定に至るわけですよ。その中で、先ほど商業棟のほうは更地にしようとしてもいいんじゃないか、図書館もうちょっと煮詰まるまでというようなお話ありました。地権者のことを考えてるのかということなんですよ。地権者は、区画整理事業が終わったら営業中断補償はなくなるんですよ。全て自力でやっていかなきゃいけない。だから今、真剣に彼らは検討してるんですよ。このことを理解しないで、ちょっと空論を言ってるような気がします。地権者の気持ちも考えていただきたいということなんですけど、地権者の気持ち、どのように考えられたのか、お聞きしたいと思います。

○海東委員長 遠藤さん。

○遠藤請願提出者 地権者のことは、私は考えないし、考えたくもないね。

○細谷委員 ほーう、そうですか、了解しました。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 全て分かりました。

○遠藤請願提出者 取手市は——だって、その地権者のために振り回されてんじゃないですか。三十何年もかかって区画整理事業をやってきた、その歴史が実態なんじゃないですか。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 請願者のお気持ちは、よく理解しました。以上です。

○海東委員長 そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 なしと認めます。これで、請願第2号の請願提出者に対する質疑を打ち切ります。請願提出者の方々、ありがとうございました。退席していただいて結構です。

次に、請願第2号について、執行部に確認したいことがある委員は、挙手願います。

〔挙手する者なし〕

○海東委員長 なしと認めます。これで請願第2号の審査を打ち切ります。

これから、当委員会に付託された請願の討論・採決を行いたいと思います。その前に、議会基本条例第11条第2項に、委員会活動を中心に委員間討議を行うものとするがあります。委員間での自由討議が必要と思われる請願はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 なしと認めます。

討論・採決を行います。

続いて、当委員会に付託された請願についての討論を行います。討論がある委員は、挙手願います。

加増委員。

○加増委員 これ、二つとも一括でもいいですか。

○海東委員長 一括でお願いします。

○加増委員 請願第1号、取手駅西口……。

〔「反対討論から」と呼ぶ者あり〕

○加増委員 賛成します。

○海東委員長 反対討論からお願いします。反対討論があれば反対討論からお願いします。——なしですね。

では、加増委員、お願いします。

○加増委員 請願第1号、取手駅西口再開発事業に係る「図書館等複合公共施設整備計画」基本構想に関する請願についてです。この請願、請願者の方からたくさんの御意見いただきました。本当に大事な図書館等施設だと私も考えております。社会教育施設には、それぞれ担うべき役割があります。図書館は自ら生活を豊かに、また合理的にしようとする市民を資料——情報の提供によって手助けをするのが仕事です。これまた主権者としての市民が自ら考え行動することをサポートすることでもあり、自治体行政を支える基盤となっております。議論になっている取手図書館は、45年間経過し老朽化は隠せません。しかし、これまでの図書館の果たしてきた役割は大きく、子どもたちへの徹底したサービスは、明日のよき読書人を創造し、市民の文化を育んできました。請願趣旨にあるように、「図書館を作るには、時間をかけ、市民の声を十分聴き、図書館の最新の知見をも参考にして、将来を見据えた、しっかりした図書館行政計画に基づいたもの」にすべきとあります。請願趣旨に沿って、図書館等複合公共施設、特に図書館計画を進めることを求め、賛成といたします。

それから、請願第2号なんですが、取手駅西口A街区再開発事業の再検討を求める請願。

これまでも私は繰り返し一般質問で求めてまいりましたけれども、この取手駅駅前開発がどれほど税金投入して、その結果、市民の生活に影響を及ぼしてきたことは、たくさんの要因——事象もあります。そうした中で市民が求めている、口ですか——②の口、「市の財政支援は適切なものとなるよう配慮する」、これは最低限度の再開発となれば、再開発法で、その割合に準じて公共の補助金が投入するようになっておりますけれども、図書館協議会や教育委員会の話も聞かないで、駅前に図書館等公共施設を造るということを含めれば、もっともっと住民の暮らし、それから生活、財政についてはしっかりと検討するべきだと思います。よって、これは賛成といたします。

○海東委員長 そのほかありませんか。——なしと認めます。

これで、当委員会に付託された請願の討論を打ち切ります。

これより当委員会に付託された請願の採決を行います。採決は挙手によって行います。また、採決は請願番号順に行います。

請願第1号、取手駅西口再開発事業に係る「図書館等複合公共施設整備計画」基本構想に関する請願について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○海東委員長 賛成少数です。よって、請願第1号は不採択とすることに決定しました。

続いて、請願第2号、取手駅西口A街区再開発事業の再検討を求める請願について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○海東委員長 賛成少数です。よって、請願第2号は不採択とすることに決定しました。

これで、当委員会に付託された案件の審査は全て終了しました。それでは、執行部の皆様、お疲れさまでした。退席していただいて結構です。ありがとうございました。委員はこのまま残っていただき協議を行います。

休憩します。

午後 2時14分休憩

午後 2時15分開議

○海東委員長 それでは、再開します。

最後に、その他です。委員の皆さんから何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 なしと認めます。

以上で本委員会の全ての日程が終了しました。

これで建設経済常任委員会を閉会します。

午後 2時16分散会

取手市議会委員会条例第 31 条第 1 項の規定により署名又は押印する。

建設経済常任委員会委員長 _____

○委員会記録における発言訂正箇所

◆ P 04 18 行目 青色部分を「右折」に訂正

速報版 ● 未校正